

平成 2 9 事業年度
業務実績等報告書

自 平成 2 9 年 4 月 1 日
至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 9 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 2 5 ～ 2 9 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者
主務大臣			
	法人所管部局		担当課、責任者
	評価点検部局		担当課、責任者

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		25年度	26年度	27年度	28年度
		A	B	B	B
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表様式

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進	A	B	B	A		2－1	P53
5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費 (3) 契約の適正化の推進	A	B	B	B		2－2	P62
	A	B	B	B		2－3	P65
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容改善に関する事項							
Ⅰ 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 2 健全な資産運用等	A A	A B	C B	A B		3－1 3－2	P67 P70
Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業	A	B	B	B		3－3	P81
Ⅳ．その他の事項							
第4 その他業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する処分	A	B	B	B		4－1	P84

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	2 5 年度 （2 3 年度）	2 6 年度 （2 4 年度）	2 7 年度 （2 5 年度）	2 8 年度 （2 6 年度）	2 9 年度 （2 7 年度）	※（ ）は 脱退年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率	平成 29 年度に 1%程度														
実績値		1. 59%	1. 40%	1. 42%	1. 46%	1. 78%									
（参考）取組後前中期目標期間実績		2 0 年度 （1 8 年度）	2 1 年度 （1 9 年度）	2 2 年度 （2 0 年度）	2 3 年度 （2 1 年度）	2 4 年度 （2 2 年度）									
実績値		2. 02%	1. 78%	1. 64%	1. 80%	1. 73%									
（参考）取組前実績		1 7 年度 （1 5 年度）	1 8 年度 （1 6 年度）	1 9 年度 （1 7 年度）											
実績値		3. 01%	2. 82%	2. 73%											
									予算額（千円）	—	—	—	—	—	
									決算額（千円）	—	—	—	—	—	
									経常費用（千円）	—	—	—	—	—	
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—	
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	—	

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給の	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給の	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給の	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のた	<定量的指標> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から 2 年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）までに、1 %程度としているか。 <その他の指標>	第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組	<評定と根拠> 評定：B ・中退共を脱退した後 2 年経過後の未請求率について、平成 29 年度末（平成 27 年度脱退）は、通算期間延長（2 年⇒3 年）の影響もあって前年度末の未請求者数（未請求率）が大幅に増加（上昇）した（後述）ことから、1.78%と前年度を上回った。もともと、追加的請求勧奨対策の結果、平成 29 年度中の未請求者の減少数（未請求率の	評定

	ための取組	ための取組	めの取組	なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
--	-------	-------	------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	未請求退職金の発生防止の観点から、 ・ 加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること ・ 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること ・ 「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及	止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者	るための対策 従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成29年度においては、以下の取組を行う。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知する。 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者	・ 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 ・ 累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。 ・ 未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 共済契約者数 14,668 所 被共済者数 377,684 人 ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知した。 発送日 4/26・4/27・4/28 共済契約者 362,328 所 被共済者 3,356,299 人 iii) 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 H29年度末：97.46% iv) 退職後3か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。 ・ 請求手続要請者 24,311 人	・ 「被共済者退職届」に住所情報がない対象事業所に対し、住所情報提供依頼。 ・ 住所情報提供依頼しても回答のない対象事業所に対して、テレホンアプローチによる住所情報提供依頼。 その後一定期間経過しても未請求となっている者に対して以下の取組を実施した。 ・ 平成27年度脱退で、脱退後2年経過前の未請求者に対して2回目の請求手続を要請。 ・ 平成26年度脱退で、脱退後3年経過前の未請求者に対して3回目の請求手続を要請。 ・ 平成24年度脱退で、脱退後5年経過前の未請求者に対して3回目の請求手続を要請。 ・ 脱退後5年以上経過した未請求者で、住所情報の取得が出来た者のうち、いまだ未請求でいる者（平成20年度脱退者）に対して再度請求手続を要請した。 ・ ホームページへの年間を通しての掲載により周知を実施すると共に、「中退共だより16号」及び「掛金等の振替結果のお知らせハガキ」等にて周知を行った。 ・ 脱退後2年経過直前の未請求者数の比率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、計画外の追加対策を実施した。（計画外の追加対策） ○脱退後2年経過前の未請求者で請求勸奨文	
--	--	---	--	--	--	--	--

	び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。	に対して、前記iii）の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii）の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 v）その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。 vi）iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。	に対して、前記iii）の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii）の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。 v）その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。 vi）iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。	・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。 ○「被共済者退職届」に住所情報のない事業所に対して、被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。 ・住所提供依頼数 926 所 1,428 人 ・請求手続要請者 352 人 ○上記の他、下記取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 63 人 ・住所情報の提供依頼後、回答のなかった事業所に対するテレホンアプローチ（住所提供依頼数 356 所 581 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼（住所提供依頼数 43 所 43 人） v）その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、請求勧奨文書の送付またはテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。 ○脱退後2年経過直前の未請求者に対し2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 6,590 人 ○脱退後3年経過直前の未請求者に対し3回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,961 人 ○平成24年度脱退で脱退後5年経過直前の未請求者に対する3回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,543 人 vi）住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて調査依頼書を送付し、回答のあった者に対して改めて請求手続を要請した。 ・調査依頼書送付者 1,052 人 ・請求手続要請者 291 人	書（書留）を受け取っていない者に対して、再度請求手続を要請 ○脱退後2年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請 ○「被共済者退職届」に住所情報のない事業所に対して、2回目の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請（脱退後2年経過前） ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 未請求退職金対策の取組については、これまでの取組に加えて、未請求のままとなっている実態の状況分析を行い、これに対応したより効果的な対応が求められる。 ＜平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて調査依頼書を送付し、回答のあった者に対して改めて請求手続を要請した。
--	---	---	--	--	---

		vii) 前記 i) ～vi) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。	vii) 前記 i) ～vi) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。		vii) 前述 i) ～vi) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を実施した。 ○脱退後 2 年経過前の未請求者で請求勸奨文書（書留）を受け取っていない者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 731 人 ○脱退後 2 年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 378 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない事業所に対して、2 回目の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した（脱退後 2 年経過前）。 ・住所提供依頼数 164 所 308 人 ・請求手続要請者 33 人 ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 ○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにもかかわらずいまだ未請求者でいる被共済者に対して再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 988 人 （平成 20 年度脱退者）		
	② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できおり、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できおり、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、回答のあった 14,165 件のうち、掲載承諾を得られた 7,162 件について追加掲載した。 平成 30 年 3 月末の掲載数 284,516 件		

		の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができるように、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。	ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。		ii) ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) 「中退共だより 16 号」及び「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキ等に未請求に関しての注意喚起文を掲載した。		
	③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者削減のための効果的な周知広報を行うこと。	ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。	ニ 調査、分析 これまでに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。		ニ 調査、分析 ・脱退後 2 年経過直前の未請求者数の比率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、昨年度より、実施時期を早め計画外の追加対策を実施した。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 （2）特定業種退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ－施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度共済手 帳貼付未確認額 (累計額)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時(24年度)から100億円程度減少								予算額(千円)	—	—	—	—	—
減少額			27億円増加	15億円増加	17億円増加	32億円増加	43億円増加		決算額(千円)	—	—	—	—	—
									経常費用(千円)	—	—	—	—	—
									経常利益(千円)	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	<定量的指標> ・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。併せて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。 <その他の指標> なし	(2) 特定業種退職金共済事業	<評定と根拠> 評定：B 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。周知広報の実施をするとともに、被共済者の住所等のデータベース化については概ね完了した。また、新たな掛金納付方式の検討については電子申請方式の実証実験を平成30年1月より実施し、導入の可否について検討することとしている。 建退共事業における定量的指標として掲げている共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、24年度と比較して約43億円増加した。共済証紙販売額が増加する状況下において証紙貼付差額を減少させることは困難である等、外的要因に左右されるため、第4期中期目標においては、それに代えて中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるという目標が設定されたところである。 これらを踏まえBと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。	評定	
	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組 ・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。 ・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、	① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基	① 建退共事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基	<評価の視点> ・被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。	① 建退共事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。 通知件数 114,720人 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。 更新件数 614,835人 iii) 長期未更新者調査（平成25年度に手帳更新がされた者のうち、平成28年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象） 調査対象被共済者24,715人のうち、住所判明者16,953人（納付実績24月以上7,731人、納付実績12月以上23月以下9,222人）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（1/29）。 手帳更新した者 3,951人 退職金請求した者 2,626人	<評定と根拠> 評定：B 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。周知広報の実施をするとともに、被共済者の住所等のデータベース化については概ね完了した。また、新たな掛金納付方式の検討については電子申請方式の実証実験を平成30年1月より実施し、導入の可否について検討することとしている。 建退共事業における定量的指標として掲げている共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、24年度と比較して約43億円増加した。共済証紙販売額が増加する状況下において証紙貼付差額を減少させることは困難である等、外的要因に左右されるため、第4期中期目標においては、それに代えて中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるという目標が設定されたところである。 これらを踏まえBと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。		

	過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。 ・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。 ・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。	本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 v) 前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層につ	本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 v) 被共済者の年齢、共済手帳の更新時期等を勘案しつつ、業界を引退している可能性の高い者に対して退職金の請求手続をとるよう要請する。	・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。 ・重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。 ・共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 ・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。	退職金請求した者のうち、 24月以上納付実績の者 1,925人 12月以上23月以下の納付実績の者 701人 住民基本台帳ネットワークを活用し、上記の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者（3,991人）の住所照会を実施（30年3月）し、住所判明した者（1,083人）に対し改めて退職金請求手続の要請等を行った（30年4月）。 iv) 平成27年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がなされていない者（15,208人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した13,308人（納付実績24月以上5,018人、納付実績12月以上23月以下8,290人）に対し退職金請求手続の要請等を行った。 手帳更新した者 958件 退職金請求した者 1,146件 退職金請求した者のうち、 納付実績24月以上の者 669人 納付実績12月以上23月以下の者 477人 住民基本台帳ネットワークを活用し、上記の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者（3,974人）の住所照会を実施（29年12月及び30年2月）し、住所判明した者（1,033人）に対し改めて退職金請求手続の要請等を行った。 v) 被共済者の年齢、共済手帳の更新時期等を勘案しつつ、業界を引退している可能性の高い者に対して退職金の請求手続き等をとるよう要請するためのシステム改修を完了した。 掛金納付月数24月以上・3年以上未更新で80歳以上の者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（733人）に対する退職金請求手続の要請等を行った。 手帳更新した者 9人 退職金請求した者 201人 また、掛金納付月数24月以上・3年以上未更新で72歳の者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者（187人）に対し掛金納付状況等の通知を行った（3/29）。 住所データベースの画像情報保有者のうち共済システムの住所未登録者について、住所の文字情報登録作業を完了した。 対象者数 217,803件	・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。 ・建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 ・建退共事業においては、関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。また、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引	
--	--	---	--	---	--	---	--

		いては遅くとも平成 28 年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成 28 年度のため）の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。			・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。		退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 ・建退共事業においては、これまでの長期未更新者調査及び調査後 2 年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、平成 28 年度において、システム未登録であった被共済者の生年月日登録が完了したことを踏まえ、平成 29 年度に長期未更新者（掛金納付月数 24 月以上で 3 年以上未更新）で住所把握している者のうち 80 歳以上の者に対し退職金請求勧奨、72 歳の者に対し掛金納付状況等の通知を行った。 ・清退共事業においては、被共済者の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、12 月にその調査結果を取りまとめ 3 月の清退共運営委員会において調査結果の報告を行った。 ・林退共事業においては、平成 30 年度において実態調査を実施し現況を把握することとした。 ・建退共事業においては、共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2 年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳
	vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。	vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。		vi) 新規加入者及び退職者に対する重複チェック ・新規加入者に対する重複チェック 29年度新規加入者 114,720人 うち重複加入者 2,366人 ・退職者に対する重複チェック 29年度退職者 55,325人 うち追加支給者 240人 支給額 57,093千円		vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	vi) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
	vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。		vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 ・本部 広告掲載 26件		vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。
	viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。		viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。	viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。

	・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。	ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には、退職金の請求を指導するよう要請する。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。 新たな掛金納付方式の導入に関して、その実効性を検証するための実証実験を開始し、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討するとともに、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化等について検討する。		ix) 本部相談コーナー及び支部窓口における証明書発行時などの各種機会をとらえ、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、その意思がある場合は、被共済者が退職金の請求をするよう指導を要請した。 ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、次期中期計画より被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち高齢で、かつ、住所が把握できている被共済者に対して、共済手帳の更新、退職金請求等の手続を取るよう要請することとし、また、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させることとした。 新たな掛金納付方式の導入に関して、その実効性を検証するための実証実験を開始し、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討するとともに、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化等について検討した。 ホームページでの注意喚起文の掲載や、専門誌・関係団体の広報誌への広告掲載を行った。	及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ これまでの取組を一層進めていく必要があると共に、現中期目標期間があと1年で終了することから、より効率的に長期未更新者対策を行うため住基ネットの活用や被共済者重複チェックシステムの活用に加えて、業界からの引退の意思確認の方法の検討や長期未更新者に係る長期の事務管理コストの削減の検討など、更なる対策の検討と取組が必要である。 ＜平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 建退共事業においては、平成28年度において、システム未登録であった被共済者の生年月日登録が完了したことを踏まえ、年齢階層を絞り、より効率的な調査を行えるよう検討した。	
	② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付	ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ) 就労日数に	ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ) 就労日数に		ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組 イ) 過去2年間共済手帳の更新の手続のない共済契約者に対して手帳更新等を要請すると		

	に向けた取組 ・ 共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・ 中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 ③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業に	応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退	応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。	ともに履行状況調査を実施。 ・ 次々年度調査 平成27年度調査において、履行の意思があると回答した契約者（7,169事業所）のうち、さらに2年間履行の無い契約者（4,311事業所）を対象に調査を実施し、再度、適切な措置をとるよう要請した。 ・ 履行確認ができた契約者（1,589事業所） ・ 契約解除契約者（2,722事業所） ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。 ・ 加入・履行証明書発行枚数 96,530枚 iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 ・ 本部相談コーナー及び支部窓口において、証明書発行の都度、共済契約者に対して、受払簿の普及、正確な記載を要請した。 ・ 制度説明会 27会場 参加人数2,376人 共済証紙販売額の累計と貼付累計額の差額については、平成24年度末と比較して約43億円増加した。 ② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組		
--	--	--	--	--	--	--

	おける共済手帳の長期未更新者への取組	者への確実な退職金支給のための取組	者への確実な退職金支給のための取組			
	・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。	イ 確実な退職金支給のための取組	イ 確実な退職金支給のための取組			
		i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。	i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。	i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた（127件）。		
		ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した（1, 277件）。		
	・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	iii) 過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続	iii) 過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続	iii) 住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査を 9 月から実施した（9 月 15所 18人）。 （調査結果） 調査件数 18人 手帳更新者数 0人 退職金請求者数 12人		

		ようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。					
	・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚	ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。	ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。		ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組に加え、平成28年9月末現在の在籍者のうち、3年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者14,142人の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、12月にその調査結果を取りまとめ3月開催の清退共運営委員会において調査結果の報告を行った。また、退職金請求権のある被共済者に対して退職金請求手続を行うよう勧奨した。 その結果、平成29年度の退職金支給件数は526件（対前年比253.0%）と大幅に増加し、支給額は1億89百万円（対前年比16.9%増）となった。 また、実態調査の結果、住所不明の被共済者や調査未回答の被共済者のうち、請求権がある者が相当数、存在していることが判明したため、フォローアップ調査を平成30年度以降に実施し、住所不明・未回答者の削減を図った上で、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、縮減方を厚生労働省と連携しながら検討することとした。		

	生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	被共済者の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、その結果や制度の規模の見通し等も踏まえ、運営委員会等において制度の中長期的なあり方について次期財政検証に向けた検討を行う。					
	③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去３年間	③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 iii) 過去３年間		③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組 イ 確実な退職金支給のための取組 i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた（1,626件）。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した（15,207件）。 iii) 住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24			

	共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi) 前記 v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成 27	共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等	月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査を 8 月から実施した（8 月 82 所 117 人）。 （調査結果） <table><tr><td>調査件数</td><td>117 人</td></tr><tr><td>手帳更新者数</td><td>26 人</td></tr><tr><td>退職金請求者数</td><td>29 人</td></tr></table> iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した（12 月 51 人）。 調査結果 <table><tr><td>調査件数</td><td>51 人</td></tr><tr><td>手帳更新者数</td><td>5 人</td></tr><tr><td>退職金請求者数</td><td>7 人</td></tr></table> v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した（8 月 3, 211 所、2 月 3, 205 所）。	調査件数	117 人	手帳更新者数	26 人	退職金請求者数	29 人	調査件数	51 人	手帳更新者数	5 人	退職金請求者数	7 人		
調査件数	117 人																
手帳更新者数	26 人																
退職金請求者数	29 人																
調査件数	51 人																
手帳更新者数	5 人																
退職金請求者数	7 人																

		年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。	の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。				
--	--	--	--	--	--	--	--

		ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。	ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、平成30年度において実態調査を実施することとした。		
--	--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	Ⅰ 退職金共済事業 2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
目標の処理期間内における退職金等支給実施										予算額（千円）	—	—	—	—	—
中退共事業	受付から 25 日以内に退職金等の支給を行う									決算額（千円）	—	—	—	—	—
達成度		100%	100%	100%	100%	100%				経常費用（千円）	—	—	—	—	—
建退共事業 清退共事業 林退共事業	受付から 30 日以内に退職金の支給を行う									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
達成度		100%	100%	100%	100%	100%				行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—	—

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	2 サービスの向上 （１）業務処理の効率化 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事	< 定量的指標 > ・中退共事業においては、受付から 25 日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内。 < その他の指標 > なし	2 サービスの向上 （１）業務処理の簡素化・迅速化 ① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。事務処理点検を行い、「事務処理改善計画」を作成した。 [主な改善実績] ・事務処理点検の依頼を各本部及び総務部各課に依頼し、取りまとめ後、「改善計画」を作成した。 ・29 年度事務処理改善計画の取りまとめ及び 30 年度事務処理改善計画の作成を各事業本部及び各部に依頼した（3 月）。	< 評定と根拠 > 評定：B 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。また、中退共事業においては、受付から 25 日以内、建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内に退職金の支給を行った。これらを踏まえ、B と評	評定

	また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。	務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。	務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。	<評価の視点> ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	機構内事務処理に関すること4件 加入者が行う手続に関すること4件	中退共事業においては、 ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式へ移行(平成30年3月末時点30行実施)。 ・特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を見直し改訂した。 ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式3種（様式1：退職金共済手帳再発行申出書、様式7：共済契約者住所・名称変更届、様式8：被共済者氏名変更届）について、直接入力可能なフォーマットに変更し提供を行った（2月実施）。 ・退職金等請求時の添付書類の見直しを行い、合理化、簡素化を検討した。 ・Q&Aの冊子を廃止し、ホームページ上のQ&Aの内容の見直しを開始した。	建退共事業においては、建退共モバイルサイトで退職金試算を行えるようにした。	② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行った。	i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に退職金支給を行った。	ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給を行った。
	② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。	② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。	② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。						i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）	ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内
	i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）	i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）	i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）							
	ii) 建退共事業においては、受付から30日以内	ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内	ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内							
	iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内									

						出書、様式7：共済契約者住所・名称変更届、様式8：被共済者氏名変更届）について、直接入力可能なフォーマットに変更し提供を行った（2月実施）。 ・内容の改訂に時間を要するQ&Aの冊子を廃止し、ホームページ上のQ&Aの内容を拡充して吸収した。ホームページ版Q&Aについては、随時見直しを実施した。 ・退職金等請求時の添付書類の見直しを行い、合理化、簡素化を検討した。 ・震災、大雨、台風等による災害救助法適用地域についても特例措置を迅速に適用した。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 従業員が転職した場合の退職金通算制度の拡充や住基ネットワークの活用を通じた未請求防止対策の強化、特定退職金共済事業から中退共制度への移換など、平成28年4月に施行した中退法の改正を受けた新たな事務の発生も踏まえ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。 ＜平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を見直し改訂した。	
4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
											予算額（千円）	—	—	—	—	—
											決算額（千円）	—	—	—	—	—
											経常費用（千円）	—	—	—	—	—
											経常利益（千円）	—	—	—	—	—
											行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
											従事人員数	—	—	—	—	—

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ & Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなど	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 ① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ & Aに反映するなど回答の標準化等を図る。また、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。	< 定量的指標 > なし < その他の指標 > なし <				

図ること。	サービス向上を図る。			建退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応した。 ・メール件数 203 件 清退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ＆A等に反映した。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、最新の加入事業所情報を掲載した。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った（受付、回答 3 件）。 林退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ＆A等に反映した。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、最新の加入事業所情報を掲載した。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った（受付、回答 18 件）。	・建退共モバイルサイトで退職金試算ができるようにした。 ・モバイルサイトをより見やすくするため、アクセスした時に画面遷移メッセージが出るようにし、ページ内の記載情報も拡充に努めた。 ・機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報について、ホームページを通じて周知を行った。
	② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。	② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターにおいて顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。	・コールセンターの充実等サービスの向上のための取組が実施されているか。 ・相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。	② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。 ○ホームページからのご意見ご質問 機構 16 中退 1161 建退 203 清退 3 林退 20 財形 43 合計 1,446 苦情 12 ○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 162 お礼意見 12 苦情意見 0 相談用件 212 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・良い制度です。もっと早く知り得たかった。 ・疑問点や不明点を丁寧に説明いただいたので、非常に分かりやすかったです。 ・PR 不足と思った。 ・詳しくお話が聞けてよかったです。 ・大変丁寧でした。ありがとうございました。 ・制度概要はよくわかりました。加入の際に改めて相談させていただきます。 中退共事業においては、 ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を行った（12/6～12/7 参加者 9 名）。 ・相談対応 Q＆A の修正及び事例の追加を適宜行い回答の標準化を図った。 ・振替結果ハガキ廃止のお知らせの発送に合わせ相談業務マニュアルを整備し、周知を行った。 建退共事業においては、相談業務について、懇切丁寧な対応をした。 ・相談対応件数 5,295 件 清退共事業においては、相談業務について、相談者の疑問に的確に対応できているかどうか、年 1 回、相談員連絡会を開催した。また、平成 29 年度に実施する被共済者の就労状況に関する実態調査についての協力もお願いした。	・中退共事業においては、お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員の意見を聴取し、コールセンター業務内容の見直しを継続的に実施した。 ・BCPの観点から、業務系システム停止時に、コールセンター機能を維持・強化し得る体制を構築した。 ・中退共事業においては、相談対応 Q＆A の修正及び事例の追加を適宜行い回答の標準化を図った。 ・建退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務については、相談業務にかかる正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。

	③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	③中退共事業においては、 ・モバイルサイトを従来の携帯電話用からスマートフォン対応版に切り換え、内容を大幅に拡充した（４月）。この結果、29年度のモバイルサイトへのアクセス件数は、携帯電話版での8,326～13,230件（25年度～28年度）から、102,452件まで大幅に増加、また29年度中にも、４月の1,382件から、30年３月には22,465件まで急速にアクセス件数を伸ばしている。 <table><tr><td>スマートフォン（携帯）サイト</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr><tr><td></td><td>8,326</td><td>9,976</td><td>12,758</td><td>13,230</td><td>102,452</td></tr></table> <table><tr><td>29年度 スマートフォンサイ ト</td><td>４月</td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>９月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td></tr><tr><td></td><td>1,382</td><td>5,321</td><td>3,529</td><td>3,442</td><td>2,186</td><td>3,969</td><td>4,527</td><td>10,044</td><td>13,671</td><td>15,846</td><td>16,070</td><td>22,465</td></tr></table> ・厚生年金基金からの移換検討事業所へのサービスのため、「解散存続厚生年金基金からの移換シミュレーション」を平成29年度に対応したものに修正し、掲載した（５月）。 ・平成29年度分の「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した（５月）。 ・特定退職金共済制度を廃止した団体からの中退共制度への移換についての手続き、ちらし及び「廃止特退共移換シミュレーション」を掲載した（７月）。 ・トップページに特別枠を設け激甚災害指定の特別措置について整理するとともに、新たに激甚災害指定された「九州豪雨に係る特別措置の実施について」を掲載した（９月）。 ・モバイル機器にてＰＣサイトへアクセスした際のＰＣサイトからモバイルサイトへの誘導確認の表示の機能（振り分け機能）を追加した（11月）。 ・「掛金振替結果はがき」の定期発送の廃止に係る周知文を掲載した（１月）。 ・中退共制度に加入している事業所に対して独自に補助制度を実施している地方自治体を随時更新した。 ・通算契約を締結した特退共実施団体を随時更新した。 ・加入者還元サービス事業の一環として実施している提携サービスの内容等を随時更新した。 ・新規及び追加加入時の共済手帳送付状に役員加入への注意喚起を記載した（７月発送分から使用）。 ・「掛金等の振替結果おしらせはがき」に役員加入の注意喚起を記載した（７月発送分から使用）。 ・各種変更申出により変更作成した共済手帳を送付する際の送付状に、加入者の中退共ホームページを利用してもらうことを目的とした検索窓イラストとＱＲコードを掲載したほか、手続案内項目を充実させてホームページの利用促進を図った（平成30年３月27日発送分より実施）。 ・平成27年度に新規で加入し且つ同居区分のある事業所を対象に「同居区分」に関する説明の文書を10月に発送した（発送件数：1,725所）。 建退共事業においては、ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。 ・なりすましメールの不正発信等によるホームページの一時閉鎖に備え、緊急対応用バックアップサイトを立ち上げた。 ・建退共モバイルサイトで退職金の試算を行えるようにした。 ・建退共ホームページにモバイルサイトへ誘導するボタンを設置した。 《参考》 ・統計上の被共済者数の算定方法の変更について（４月） ・建設業退職金共済約款の改正について（11月） 《改正内容》共済約款の原始附則に、機構は、実証実験に関する手続開始日以後において、実証実験に関し、個人情報を取得し、利用又は提供することができる旨の規定を追加	スマートフォン（携帯）サイト	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		8,326	9,976	12,758	13,230	102,452	29年度 スマートフォンサイ ト	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月		1,382	5,321	3,529	3,442	2,186	3,969	4,527	10,044	13,671	15,846	16,070	22,465		
スマートフォン（携帯）サイト	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																																						
	8,326	9,976	12,758	13,230	102,452																																						
29年度 スマートフォンサイ ト	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月																															
	1,382	5,321	3,529	3,442	2,186	3,969	4,527	10,044	13,671	15,846	16,070	22,465																															

			④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。	・加入事業所情報を掲載した。 ・被害に遭われた災害救助法が適用された市区町村の共済契約者に対する特例措置について掲載した。 7月・・・大雨による被害 9月・・・台風18号による被害 10月・・・台風21号による被害 2月・・・大雪・豪雪による被害 清退共事業、林退共事業においては、ホームページを活用し、災害救助法適用地域の共済契約者及び被共済者に対し、お見舞いをするとともに特例措置の情報提供を行った（7月2回、9月、10月2回、2月4回）。 ④ 各部署からの要望等から、ホームページを適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 【主な更新情報】 ・平成28事業年度財務諸表 ・平成28年度事業報告書・業務実績等報告書 ・監事の意見・監査法人の監査結果 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・中退共事業概況（毎月） ・「事業年報（建設業）平成28年度」 ・「事業月報（建設業）」（毎月） ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・加入企業・受給者の声（建退共） ・平成28事業年度資産運用評価報告書 ・平成29年度理事長表彰受賞者（89事業所）（建退共） ・統計上の被共済者数の算定方法の変更について（建退共）		
--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (3) 積極的な情報の収集及び活用			
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ－施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度			2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
											予算額（千円）	—	—	—	—	—
											決算額（千円）	—	—	—	—	—
											経常費用（千円）	—	—	—	—	—
											経常利益（千円）	—	—	—	—	—
											行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
											従事人員数	—	—	—	—	—

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業に	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を２回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。	（３）積極的な情報の収集及び活用 ① 中退共・特退共同参与会（平成 29 年 12 月、平成 30 年 3 月）を２回開催し、各共済事業の事業運営状況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、機構の平成 28 事業年度の業務実績及び評価結果、機構の第 4 期中期計画及び平成 30 事業年度計画について報告を行った。また、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する電子申請方式の実証実験についての状況報告を行い、参与からの意見を聴取した。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。中退共事業、建退共事業においては、毎月の退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業概況（毎月） ・事業年報	<評定と根拠> 評定：B 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設け、意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。 また、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 これらを踏まえ、Bと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・外部の有識者で構成する中退共・特退共同参与会を開催し、各共済事業の事業運営状況、機構の 28 事業年度の業務実績及び評価結果、機構の第 4 期中期計画及び 30	評定	

		おける退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	掲載する。		清退共事業においては、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業季報 142号 (29年1月～3月) ・事業季報 143号 (29年4月～6月) ・事業季報 144号 (29年7月～9月) ・事業季報 145号 (29年10月～12月) 林退共事業においては、引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業季報 126号 (29年1月～3月) ・事業季報 127号 (29年4月～6月) ・事業季報 128号 (29年7月～9月) ・事業季報 129号 (29年10月～12月)	事業年度計画について報告を行った。 ・また、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する電子申請方式の実証実験についての状況報告を行い、参加からの意見を聴取した。 ・清退共事業、林退共事業においては、共済事業の概況、長期未更新等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。 ・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・中退共事業においては、加入事業主を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し「中退共制度のメリット・デメリット」、「中退共制度の取扱いの有無」などを把握し、今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とし、調査結果の報告書については平成30年4月までに作成し、ホームページで公表した（平成30年5月公表済）。	
		③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。		③ 中退共事業においては、「退職金制度等の実態に関する調査」について、10月に総合評価落札方式により入札を実施し、11月に既加入事業主を対象とした調査を実施した。 ・調査対象：6,000事業所 ・有効回答数：3,320事業所 ・有効回答率：55.3% 調査結果の報告書については平成30年4月までに作成し、ホームページで公表することとしている。		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	I 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的实施 （1）加入目標数 （2）加入促進対策の実施		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ－施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 達成率	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
加入目標数								予算額（千円）	—	—	—	—	—
機 構	2, 176, 150 人	2, 595, 250 人	443, 240 人	439, 235 人	435, 230 人	431, 225 人	427, 220 人	決算額（千円）	—	—	—	—	—
中退共事業	1, 620, 000 人	1, 943, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	324, 000 人	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
建退共事業	545, 000 人	640, 000 人	117, 000 人	113, 000 人	109, 000 人	105, 000 人	101, 000 人	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
清退共事業	650 人	750 人	140 人	135 人	130 人	125 人	120 人	行政サービス実 施コスト（千円	—	—	—	—	—
林退共事業	10, 500 人	11, 500 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	2, 100 人	従事人員数	—	—	—	—	—
加入者数 【達成率】													
機 構		2, 671, 992 人 【103. 0%】	443, 121 人 【100. 0%】	469, 876 人 【107. 0%】	479, 147 人 【110. 1%】	488, 274 人 【113. 2%】	494, 157 人 【115. 6%】						
中退共事業		2, 019, 494 人 【103. 9%】	315, 653 人 【 97. 4%】	338, 185 人 【104. 4%】	355, 781 人 【109. 8%】	370, 994 人 【114. 5%】	377, 684 人 【116. 6%】						
建退共事業		639, 850 人 【100. 0%】	125, 590 人 【107. 3%】	129, 734 人 【114. 8%】	120, 860 人 【110. 9%】	115, 381 人 【109. 9%】	114, 720 人 【113. 6%】						
清退共事業		767 人 【102. 3%】	142 人 【101. 4%】	137 人 【101. 5%】	134 人 【103. 1%】	131 人 【104. 8%】	127 人 【105. 8%】						
林退共事業		11, 881 人 【103. 3%】	1, 736 人 【 82. 7%】	1, 820 人 【 86. 7%】	2, 372 人 【113. 0%】	1, 768 人 【84. 2%】	1, 626 人 【77. 4%】						

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者	3 加入促進対策の効果的実施 （1）加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に	3 加入促進対策の効果的実施 （1）加入目標数 平成 29 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標	< 定量的指標 > ・ 新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計） ・ 中退共事においては 1, 620, 000 人 建退共事業においては 545, 000 人 清退共事業に	3 加入促進対策の効果的実施 （1）加入目標数 中退共事業においては、加入目標数 324, 000 人に対し、加入実績は 377, 684 人であり、加入目標数を達成した。なお、達成率は 116. 6%である。 建退共事業においては、加入目標数 101, 000 人に対し、加入実績は 114, 720 人であり、加入目標数を達成し	< 評定と根拠 > 評定：B ・中退共事業においては、加入目標数 324, 000 人に対し、加入実績は 377, 684 人であり、加入目標数を達成した。なお、達成率は 116. 6%である。 ・建退共事業においては、加入目標数 101, 000 人に	評定

	数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。	対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては1,620,000人 ② 建退共事業においては545,000人 ③ 清退共事業においては650人 ④ 林退共事業においては10,500人 合計 2,176,150人 （２）加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。	を、次のように定める。 ① 中退共事業においては324,000人 ② 建退共事業においては101,000人 ③ 清退共事業においては120人 ④ 林退共事業においては2,100人 合計 427,220人 ※ なお、林退共事業については、林業における新規就業者の状況、最近の新規加入者数の推移等を踏まえ、目標達成に向けた取組を行う。 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官	においては650人 林退共事業においては10,500人 合計 2,176,150人 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。 ・個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行ってい	た。なお、達成率は113.6％である。 清退共事業においては、加入目標数120人に対し、加入実績は127人であり、加入目標数を達成した。なお、達成率は105.8％である。 林退共事業においては、平成28年度より林業大学校を訪問し、将来の林業就労者に対して林退共制度の説明を開始し、平成29年度からは、林業事業体が参加する林業雇用管理セミナーにおいて、林退共制度の説明を実施したが、加入目標の達成率は77.4％であった。 （２）加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施した。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行った。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。	対し、加入実績は114,720人であり、加入目標数を達成した。なお、達成率は113.6％である。 ・清退共事業においては、加入目標数120人に対し、加入実績は127人であり、加入目標数を達成した。なお、達成率は105.8％である。 ・林退共事業においては、加入目標数2,100人に対し、加入実績は1,626人であり、加入目標数の達成率は77.4％である。 機構全体として達成率100％を超えたため、Bと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布すると共に、訪問して資料掲出状況等を確認、協力依頼する等、効果的な周知広報を行った。 ・建退共事業では、関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行った。 ・清退共事業、林退共事業においては、10月を加入促進強化月間とし、ポスター、パンフレット等を活用した集中的な周知広報活動を実施した。 ・中退共事業においては、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を行っ
--	--	---	--	--	---	---

		① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する	公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。 ① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。 また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ及びYou Tube上で配信する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する	るか。 ・関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。 ・他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。	① 広報資料等による周知広報活動 イ 中退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を作成し、本部の相談窓口や各コーナーに備え付けて配布した。 各コーナーへの年度初配布数 29年度 900部 ・引き続きホームページ上で制度紹介用動画を配信。 YouTube アクセス件数 4,591件 建退共事業においては、 ・パンフレット・ポスター等の支部、相談コーナー等への備付けを行った。 あらまし 30,490部 建設事業主のみなさん 3,200部 労働者用チラシ 4,300部 学生用チラシ 6,106部 ポスター 9,540部 (注) 備付け先には、本部は含まない。 ・引き続きホームページ上で制度紹介用動画を配信。 YouTube アクセス件数 12,638件 清退共事業、林退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。 ・機構事務室に備付けによる配布(パンフレット20) ・支部に備付けによる配布(パンフレット470) ロ 中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備付け依頼 6,867件 257,862部) (記事掲載依頼 630件) ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した(1,941件)。 (内訳 職員：73件、普及推進員等：1,868件)	た。 ・建退共事業においては、未加入事業所を把握し、個別のかつ効果的な加入勧奨を実施した。また、事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応をした。 ・清退共事業、林退共事業においては、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 ・中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行った。 ・建退共事業では、関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、広報資料を配布するとともに、これらの機関が発行する広報誌等へ記事掲載を依頼した。 ・中退共事業においては、地方公共団体等に対し、独自の助成・補助制度の導入・拡充を働きかけた。 ・建退共事業では、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。 ・林退共事業においては、平成29年度より林業労働力確保支援センターが開催する林業雇用管理セミナーにおいて加入勧奨を実施した。また、国有	
--	--	--	--	--	--	--	--

		広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。	広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。 また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。	建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・ 広報資料の窓口備付け依頼 2,924 箇所（6 月） うち 窓口備付け 270 箇所 ・ 広報記事の掲載依頼 1,789 団体（6 月） うち 記事掲載 187 団体 ・ 制度紹介用動画（DVD）の配布 39 枚 ・ 職業能力開発センター（47 箇所）、訓練センター（18 箇所）に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口設置を依頼した。 清退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・ 広報資料配布 276 所 3,492 部 ・ 記事掲載依頼 271 所 うち、記事掲載 3 件 （「酒造情報 9 月号」、「醸界タイムス 9/22 号」、「酒造組合会員（HP） 9 月号」） 林退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 ・ 広報資料配布 445 所 4,594 部 ・ 記事掲載依頼 434 所 うち、記事掲載 2 件 （「林野庁メールマガジン 9/25 第 136 号」、「森林組合 10 月号」）	林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を行った。
	ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。	ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施する。	ハ 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した 中退共事業においては、 ・ YouTube 投稿された動画が再生される前に流れる動画広告（YouTube True View 広告）を配信した。 1 回目 6/12～7/11・30 日間 表示回数 761,624 回 うち 100%視聴完了数 200,842 回 100%視聴完了率 26.37% 2 回目 10/1～11/9・40 日間 表示回数 755,844 回 うち 100%視聴完了数 210,942 回 100%視聴完了率 27.91% 3 回目 2/19～3/30・40 日間 表示回数 545,533 回 うち 100%視聴完了数 148,468 回 100%視聴完了率 27.22% 建退共事業においては、 ・ 業界新聞（4 社）への広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 ・ 本部 業界団体専門誌広告掲載 23 回 記事掲載 3 回		

			ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。		・支部 テレビ放送 22 回 ラジオ放送 92 回 ニ 建退共事業においては、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。 ・要請依頼 6 月 1,741 団体 ・説明会（支部実施分） 開催回数 170 回 参加人数 14,085 人		
		② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。 ロ 中退共事業においては、機構から加入	② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。 特に中退共事業においては、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。 ロ 中退共事業においては、機構から加入		② 個別事業主に対する加入勧奨等 イ 中退共事業においては、機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 4 月～3 月の未加入企業訪問数 合計 11,592 件 加入 1,509 件 特別相談員 3,954 件 加入 838 件 普及推進員 7,638 件 加入 671 件 ・無料訪問対象地域（575 所）及び対象地域外（107 所）において事業所訪問活動を実施した（首都地域 361 所、東海地域 66 所、近畿地域 148 所、その他 107 所）。 ・未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 15 回 597 所 708 人 うち個別相談会 70 所 ・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った（327 所）。 ・資料請求や説明会参加企業及び無料訪問相談があった拠点地域の未加入企業に対し、DM を送付した。1,218 件 建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 （再掲）相談対応件数 5,295 件 清退共事業においては、相談員連絡会（5 月）を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。 ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行った。		

		促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。 既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。	促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。 i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。 iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市(首都地域、当会地域及び近畿地域)での加入促進を強化する。	i) 業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページによる業務委託契約に係る公募を継続した（新規委託契約2件、復託契約31件）。 ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した（30,400件）（7～3月）。 また、既加入事業所リストを普及推進員等に配付し追加加入勧奨を行った（6月）。 iii) 活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打合せ会議を行った（首都地域11回、東海地域11回、近畿地域11回）。 ・事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し加入促進協力依頼を行った(249件)。 ・商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った（16件）。 ・農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った（4件）。 ・不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（8件）。 ・特別相談員・普及推進員全国会議を東京にて開催（11月）し、中小企業退職金共済法に係る法令改正の内容等の周知、ディスカッションによる意見交換を行った。 ・建設業退職金共済事業本部と連携し、下記の団体に働きかけを実施した。 全国管工事業協同組合連合会 機関誌に制度紹介記事を掲載（10/1号・6,000部発行） ・林業退職金共済事業本部と連携し、下記の団体に働きかけを実施した。 （一社）全国木材組合連合会		
--	--	--	--	---	--	--

		地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等か	iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。 ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。 ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等に	全国森林組合連合会 iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問して、金融機関による加入勧奨を依頼した（40 件）。 ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（10 月号・80,000 部）。 v) 厚生労働省と連携し下記の団体の働きかけを実施した。 （公社）全日本トラック協会 機関紙に制度紹介記事を掲載（10/1 号・55,000 部発行）。 （一社）日本自動車整備振興会連合会 ハ 建退共事業においては、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した（29 年度計）。 ・文書送付 286 社 パンフレット配布 24 社 15,046 部 PDF 配布 15 社 1,464 枚 ・個別訪問 20 社 パンフレット配布 5 社 3,060 部 ニ 清退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った（6 月 1,908 所、2 月 1,895 所）。		
--	--	---	---	--	--	--

		ら、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。	よる加入勧奨を行う。 ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。 iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。 ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。		ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、文書により加入勧奨を行った（4 件）。 iii) 「全国酒類製造名鑑 2017」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った（11 月 122 事業所）。 ホ 林退共事業においては、 i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った（8 月 3,211 所、2 月 3,205 所）。 ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った（10 月）。 未加入事業所 59 所 加入事業所 281 所 計 340 所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った（10 月）。		
		③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。	③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 ii) 都道府県及		③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等 〈中退共事業〉 i) 都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47 都道府県）。 ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（49 回）。		

			び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。 iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依頼するなど、制度の周知広報を行う。 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議		iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報のため説明を行った。 実施数 27 回 ・労働保険事務組合 16 回 ・社会保険労務士会 1 回 ・労働基準協会 1 回 ・青色申告会連合会 1 回 ・勤労者福祉サービスセンター 2 回 ・厚生年金基金事務局 1 回 ・金融機関 1 回 ・生命保険会社 2 回 ・その他の団体 2 回 iv) 中退共事業においては、 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」(11 月開催) の会場へ資料 (ちらし) を設置 (出展企業 : 619 社)。 ・東京都主催の「産業交流展」(11 月開催) の会場へ資料 (おしらせ) を設置 (出展企業 : 884 社)。 〈建退共事業〉 i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った (13 回)。 ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した (6 回)。		
--	--	--	--	--	--	--	--

			等で、制度の周知広報を要請する。 iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。		iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（102回）。 iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（186回）。 〈清退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した（4月）。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 9所 （長野県酒造組合他） ・資料配布による勧奨 8所 1,025部 （山内杜氏組合等） 〈林退共事業〉 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した（4月）。 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 16所 うち、26年度より実施 ・「緑の雇用」現場技能者育成 対策事業全国担当者会議 うち、29年度より実施 ・林業雇用管理セミナー ・資料配布による勧奨 11所 2,155部 （林業木材製造業労働災害防止協会等）		
--	--	--	---	--	--	--	--

		④ 集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。	④ 集中的な加入促進対策の実施 イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。 i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布 ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開		④ 集中的な加入促進対策の実施 イ i) 中退共事業においては、29年度版のポスター・ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。 ポスター：16,024枚 ちらし：553,473枚 建退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布を行った。 ・ポスター 12,300部 ・制度のあらまし 29,482部 ・建設事業主のみなさん 12,175部 ・労働者用チラシ 12,554部 ・学生用チラシ 364部 ・制度の手引き 12,770部 パンフレット等合計 67,345部 清退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布を行った。 ・あらまし（325所 1,274部）、リーフレット（163所 1,112部）、ポスター（163所 163部）配布 林退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布を行った。 ・あらまし（488所 2,015部）、ポスター（326所 326部）配布 ii) 建退共事業においては、退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施 ・89事業所（再掲） iii) 中退共事業においては、 ・9/6付けで厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した（130件）。 ・9/1付けで関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した（7894件）。 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した（23団体）。		
--	--	--	--	--	---	--	--

			iv) 中退共事業においては、月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。 ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉 i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施 ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催 iii) You Tube 上での動画広告等新しい媒体を活用した施策を実施する。	・月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。 建退共事業においては、全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 加入促進強化月間実施要綱 11,012 部配布 ・厚生労働省あて後援名義使用許可願（6月） ・国土交通省あて後援名義使用許可願（7月） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付（9月） ・民間発注者団体等に対する制度普及協力依頼（9月） ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼（9月） iv) 中退共事業においては、広報誌への無料記事掲載依頼を、行政機関・地方自治体（2,801 件）及び業務委託・復託団体（3,604 団体）に送付するとともに、職員及び普及推進員が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した（1,941 件）。 （内訳 職員 73 件、普及推進員等 1,868 件） ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉 i) 無料訪問対象地域（575 所）及び対象地域外（107 所）において事業所訪問活動を実施した。 （首都地域 361 所、東海地域 66 所、近畿地域 148 所、その他 107 所） ii) 未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 15 回 597 所 708 人 うち個別相談会 70 所 iii) YouTube 投稿された動画が再生される前に流れる動画広告（YouTube True View 広告）を配信した。 1 回目 6/12～7/11・30 日間 表示回数 761,624 回 うち 100%視聴完了数 200,842 回 100%視聴完了率 26.37% 2 回目 10/1～11/9・40 日間 表示回数 755,844 回		
--	--	--	---	---	--	--

			iv) 他機関との協力・連携の強化を図る。 v) アンケート等により施策の実効性を点検し、必要な修正や新たな施策の導入を行う。 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催 ii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施 iii) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布 iv) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施	うち100%視聴完了数 210,942回 100%視聴完了率 27.91% 3回目 2/19～3/30・40日間 表示回数 545,533回 うち100%視聴完了数 148,468回 100%視聴完了率 27.22% iv) 中小企業基盤整備機構との更なる協力・連携の強化について事務レベルの協議を行った。 v) 28/8～29/7の新規加入事業所を対象に、加入動機・経路等調査を実施した（9月発送・3,613件）。 〈建退共事業〉 i) 厚生労働省及び国土交通省出席の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催10月（関係団体 53団体中、25団体出席） 依頼事項 ・会員企業への制度説明資料の配布 ・機関紙（誌）への記事広告の掲載 ii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した。 元請事業主（再掲） ・個別訪問 20社（再掲） ・パンフレット配布 5社 3,060部配布 専門工事業団体 ・36団体 iii) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付け・配布（再掲）を行った。 ・専門工事業団体等 12,554部 iv) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施（再掲） 本部 業界専門誌広告掲載 4回 記事掲載 4回 業界団体専門誌広告掲載 23回 記事掲載 3回 支部 テレビ放送 22回		
--	--	--	---	--	--	--

					ラジオ放送 92 回		
			〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施		〈清退共事業〉 i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した（9月）。 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・NHK（54 支局）への放送依頼（9月、2月） ・業界新聞等に情報掲載依頼3件（8月） 〈林退共事業〉 ・全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・NHK（54 支局）への放送依頼（9月、2月） ・業界新聞等に情報掲載依頼2件（8月）		
		⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対	⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受		⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施 イ 出張等の際に地方自治体を訪問し、掛金助成・補助制度の拡大・充実を働きかけた（15自治体）。 ロ 各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力要請を行った。 徴収状況調査依頼 （4月） 徴収の協力要請 （6月）1,741 件		

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			が、廃止した特退共から中退共事業への移行を促進するため、特退共実施団体等と連携を図る。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度				2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16 日以内に融資の貸付決定								予算額（千円）	—	—	—	—	—	
達成度		100%	100%	100%	100%	100%			決算額（千円）	—	—	—	—	—	
新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、満足した旨の評価割合	8 割以上								経常費用（千円）	—	—	—	—	—	
達成度		100%	100%	100%	100%	100%			経常利益（千円）	—	—	—	—	—	
財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数	毎年 20 万件以上								行政サービス実施コスト（千円	—	—	—	—	—	
実績値		231, 030 件	267, 321 件	207, 332 件	548, 170 件	237, 748 件			従事人員数	—	—	—	—	—	
達成度		115. 5%	133. 7%	103. 7%	274. 1%	118. 9%									
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12 万件以上														
実績値		120, 500 件	307, 000 件	315, 900 件	326, 162 件	177, 774 件									
達成度		100. 4%	255. 8%	263. 3%	271. 8%	148. 1%									
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	5 誌以上														
実績値		6 誌	7 誌	6 誌	7 誌	7 誌									
達成度		120%	140%	120%	140%	140%									

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	＜定量的指標＞ ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。 ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。 ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。 ＜その他の指標＞ なし	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 担当者の融資審査能力向上のため、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を開催したほか、通信講座（不動産登記の調べ方、個人ローン手続き・取り扱いのすすめ方コース、融資業務コース）も活用した（講義は6名、通信講座は3名が受講）。貸付金利の設定等に関して、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配慮して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（平成26年度導入）と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置（平成27年度導入）については、何れも適用期間を平成30年度末まで延長した。 上記のとおり、融資業務サービス向上に努めた結果、新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートにおいては、回答者の86.4%の者から満足した旨の評価を得た。 貸付決定に要する期間については、平成29年度中に貸付決定したすべて（547件）において、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートにおいて、回答者の8割以上（86%）の者から満足した旨の評価を得た。 ・貸付決定のすべて（547件）において、借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、237,748件となった。数値目標達成率は118.9%であった。 ・財形制度の紹介記事を掲載したメールマガジンの登録者数は延べ177,774件であり、数値目標達成率は148.1%であった。 ・リーフレットを送付した地方公共団体は6団体であった。数値目標達成率は120%であった。 ・広告を掲載した企業向け情報誌は7誌であり、数値目標達成率は140%であった。 ・関係機関による周知活動に資するため、リーフレットを7,240箇所宛てに送付した。数値目標達成率は120.7%であった。 これらを踏まえBと評価する。	評定	
	2 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係		2 周知について ① 利用者の視点に立った分かりやすい表現という観点から、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。平成29年度は第4・四半期に、一般家計向けの助言で名高いファイナンスプランナーがインタビューで財形制度の意義や利便性を解説する記事を追加するなど、引き続き内容の充実を図った。			

	を受けることとなる勤労者の利便を図ること。	分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。	分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。	＜評価の視点＞ ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。		＜評価の視点に対する措置＞ ・担当者の審査能力向上のため、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を開催したほか、通信講座も活用した。 ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密接に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配慮して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（平成 26 年度導入）と子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置（平成 27 年度導入）については、何れも適用期間を平成 30 年度末まで延長した。 ・ホームページの内容充実については、一般家計向けの助言で名高いファイナンシャルプランナーがインタビューで財形制度の意義や利便性を解説する記事を追加するなど、引き続き内容の充実を図った。 ・平成 28 年度に続き、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、電車内広告、テレビ、ラジオ、インターネット等様々な媒体を並行的に使い、集中的に露出することで、周知効果の向上を図った。また、委託業務の内容には、同キャ	
	また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指すこと。	また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度 20 万件以上を目指す。	② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については、回答をホームページに公開するなど、積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。	・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。	② 引き続きインターネットや電話を通じた質問（648件）を受け付け、よくある質問については回答を Q & A としてホームページ上に 1 件追加掲載した。	③ 29年度は、広告代理店を対象とした一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを展開したこともあって、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、237,748件に達した。	
	② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。	② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。	③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20 万件以上を目指す。	④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。特に、平成 29 年度も継続実施する中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置	④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。		

		- や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 - 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。	- や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。 - 行政機関等のメールマガジンを活用して、12 万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 - 地方公共団体等（5 団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 - 事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により、財形制度の普及促進に取り組む。 - 企業向け情報誌（5 以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。		- 行政機関等 2 機関のメールマガジンに財形制度の紹介記事を掲載した（登録者数延べ177, 774件）。 - 地方公共団体 6 団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 - 広範囲をカバーする都道府県単位の事業主団体（北海道及び静岡県中小企業団体中央会）に対し、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等を委託した（企画競争により委託先を決定）。 - 企業向け情報誌 7 誌（「中小企業と組合」、「月刊しんきん経営情報」、「月刊社労士」、「会議所ニュース」、「月刊石垣」、「月刊商工会」、「CARE WORK」）に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 - 中小企業貸付金利引下げ特例措置については、インターネットによる広報を実施し、周知に努めた。 - 中小企業勤労者、また子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、ホームページでの特設ページ設置、情報誌への掲載等を行い周知に努めた。	ンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析を含めており、その結果を次年度以降の広報活動に活用することを企図している。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、周知方法等について改善を図る必要がある。 勤労者退職金共済機構の強みを生かし、中小企業退職金共済事業本部とさらなる連携の強化を図る必要がある。 ＜平成 28 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 周知方法の改善については、一般家計向けの助言で名高いファイナンシャルプランナーがインタビューで財形制度の意義や利便性を解説する記事を追加するなど、引き続き内容の充実を図った。 また、平成 28 年度に続き、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、電車内広告、テレビ、ラジオ、インターネット等様々な媒体を並行的に使い、集中的に露出することで、周知効果の向上を図った。 中小企業退職金共済事業本部との連携強化については、同事業本部と連携して相互に広告を掲載するとともに、中小企業退職金共済制度説明会において、財産形成促進事	
③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。	③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度 6, 000 か所以上に送付することを目指す。	⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを 6, 000 か所以上に送付することを目指す。	⑥ 上記各施策の費用対効果、実効性を点検し、継続的に内容の		⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、効率的な制度の周知、利用の促進を図った。 関係機関による周知活動に資するため、リーフレットを7, 240箇所宛てに送付した。 また、日本F P協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャルプランナーに対して情報提供を行った。 平成28年度に続き、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、電車内広告、テレビ、ラジオ、インターネット等様々な媒体を並行的に使い、集中的に露出することで、周知効果の向上を図った。また、委託業務の内容には、同キャンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析を含めており、その結果を次年度以降の広報活動に活用することを企図している。	ンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析を含めており、その結果を次年度以降の広報活動に活用することを企図している。 〈指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策〉 転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、周知方法等について改善を図る必要がある。 勤労者退職金共済機構の強みを生かし、中小企業退職金共済事業本部とさらなる連携の強化を図る必要がある。 ＜平成 28 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 周知方法の改善については、一般家計向けの助言で名高いファイナンシャルプランナーがインタビューで財形制度の意義や利便性を解説する記事を追加するなど、引き続き内容の充実を図った。 また、平成 28 年度に続き、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、電車内広告、テレビ、ラジオ、インターネット等様々な媒体を並行的に使い、集中的に露出することで、周知効果の向上を図った。 中小企業退職金共済事業本部との連携強化については、同事業本部と連携して相互に広告を掲載するとともに、中小企業退職金共済制度説明会において、財産形成促進事	

		3 勤労者財産形成システムの再構築 レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。	見直しを実施する。 3 勤労者財産形成システムの再構築 平成 28 年度において再構築を行った勤労者財産形成システムについて、平成 29 年度は適切な保守管理を行い安定した運用を図る。		3 勤労者財産形成システムの再構築 平成28年度において再構築を行った勤労者財産形成システムについて、平成29年度においては、定期的に運用・保守定例会を開催するなど、適切な保守管理を行い安定した運用を図っている。	業に関する資料の配布及び制度概要の説明等を行った。	
--	--	---	--	--	---	----------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 効率的な業務実施体制の確立等		
	2 中期計画の定期的な進行管理		
	3 内部統制の強化		
	4 情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第 2 業務運営の効率化に関する事項	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠> 評定：B 当機構においては、被共済者の資産と個人情報 を大量に保有することから、最重要課題の一つとして、内部統制を強化し、リスク管理体制の強化及び情報セキュリティ対策の推進を行った。 内部統制の強化については、外部有識者委員会を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ハラスメント等に関する最新知識・問題意識の共有・徹底を図った。 情報セキュリティ対策の推進については、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面	評定
	1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。	1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。	1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。 ① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。		1 効率的な業務実施体制の確立等 調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（15 回）。 総務課に情報セキュリティ係を設置した（10 月）。 ① 中退共事業においては、平成 30 年 5 月 1 日施行の法改正（中退共制度と企業年金制度との資産移換）に向けシステムの改修に着手した。 建退共事業においては、新たな掛金納付方式の導入に関して、その実効性を検証するための実証実験を開始し、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討するとともに、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化等について検討している。		

		② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。 ③ 適切な情報セキュリティ体制の構築を行った上で、次期中期計画策定に向けて、会議の電子化・ペーパーレス化など、効率的な業務推進体制の検討（B P R）を開始する。 ④ 次期中期計画策定に向けて、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業の電算システムの再構築に関する検討を開始する。		② 出張旅費の精算業務について業務フローコスト分析を行い、業務の改善案を作成した。 ③ 会議の電子化・ペーパーレス化など、効率的な業務推進体制の検討（B P R）に向けて、業者へのヒアリングを行った。 ④ 中退共事業においては、中退共電算システム再構築に関する検討及び、現行業務及びシステムの見直しの検討を行った。	的に対策を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、インシデント発生時の対応力向上のため、抜線訓練の継続的实施やインシデント対応手順表の整備を進めたほか、C I O補佐官報告会において、サイバーセキュリティ分野の外部有識者委員から情報セキュリティに関し助言を受けた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離を実施した（29年5月）ほか、N I S Cによる監査結果等を踏まえて必要な対策を行った。また、情報系システムにおいても、Webサーバにウイルス検知ソフトやWAFを導入するなど、セキュリティ強化策を進めた。 システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、システム化委員会において、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・整合的にシステム化を推進することとした。 資産運用委員会における外部委員による審議結果を踏まえた資産運用を行った。 調達等合理化に係る検討チーム、外部の有識者からなる契約監視委員会等を定期的に開催し、契約状況の点検・見直しを行った。契約監視委員会については、審議概要等をホームページで公表した。 監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。 国民のニーズとずれている事務・事業等がない
	2 中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成 28 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 29 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、次期中期計画に向けた職員の更なる意識改革を図る。 ② 「業務運営・	2 中期計画の定期的な進行管理 ① 平成 28 事業年度業務実績等報告書及び第 3 期中期目標期間（平成 25～29 年度）の終了時に見込まれる業務実績等報告書を全員回覧（7/3）するとともに、平成 29 事業年度計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知を図るよう各本部及び総務部各課へ依頼した。また、第 4 期中期計画の認可申請を行ったことを職員へ周知した（3月）。平成 30 事業年度計画の届出を行った（3月）。 中退共事業においては、部内会議（幹部会）を定期的に開催し、平成 29 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等を確認のうえ、会議での検討結果を職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った。 建退共事業においては、平成 29 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った（部内会議 15 回開催）。 ②「業務運営・推進会議」を 5 回開催し、各事業本部及び総務部の 28 事業年		

			推進会議」を5回開催し、平成28事業年度計画の実績報告の検証及び平成29事業年度計画の進捗状況等の検証を行う。		度実績報告及び第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「28事業年度業務実績等報告書」及び「第3期中期目標期間（平成25～29年度）の終了時に見込まれる業務実績等報告書」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出（6月）した。 また、平成29事業年度計画の進捗状況の審議を行った。 さらに、過去の実績及び29年度実績（見込み）を踏まえ、平成30事業年度計画を策定した。 ○第1回業務運営・推進会議（4月） 各事業本部及び総務部の28事業年度実績報告に基づき審議 ○第2回業務運営・推進会議（6/13） 機構の「28事業年度実績報告書（案）」及び「第3期中期目標期間（平成25～29年度）の終了時に見込まれる業務実績等報告書（案）」に基づき審議 ○第3回業務運営・推進会議（8/24・25） 各事業本部及び総務部の29事業年度第1・四半期までの進捗状況に基づき審議 ○第4回業務運営・推進会議（11/2・10） 各事業本部及び総務部の29事業年度上半期の進捗状況に基づき審議 ○第5回業務運営・推進会議（2/13・14） 各事業本部及び総務部の29事業年度第3・四半期までの進捗状況に基づき審議	か、費用対効果の悪い施策は無いか、不断に見直しを実施している。また、会議運営方法の合理化や、業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直し、業務運営・推進会議の定期的な開催等による中期計画の定期的な進捗管理などによる業務の効率化を進めた。 これらを踏まえ、Bと評価する。	
			③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進状況を組織的に管理する。	<評価の視点> ・業務実施体制の効率化及び人員・経費の削減が図られているか。 ・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。 ・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。	③ 中退共事業においては、加入促進対策委員会を4回開催し、加入実績及び加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した。 ・第1回（6月） 28年度の加入促進活動実績等報告及び29年度上半期の主な加入促進活動状況等について ・第2回（9月） 29年度上半期の加入促進活動状況等報告及び加入促進強化月間の活動予定、下半期の主な加入促進活動予定等について ・第3回（12月） 29年度下半期の加入促進活動状況等報告及び加入促進強化月間の活動実績、30年度加入促進活動の取り組み内容（案）について ・第4回（3月） 29年度下半期の加入促進活動状況等報告及び30年度上半期の加入促進対策（案）について 建退共事業においては、加入促進対策委員会を四半期毎に開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した（4回開催）。 【主な対策】 ・マスメディアを通じた広報活動の拡充 ・元請事業主を通じた加入履行促進活動の拡充 ・若年層を対象とした各都道府県職業訓練校等・工業高等学校・農業・農林高等学校に対する制度周知	<評価の視点に対する措置> ・効率的な業務実施体制の確立等のため業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立を図った。 ・システム化委員会を開催し、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・整合的にシステム化を推進した。 ・中退共事業においては、平成30年5月1日施行の法改正（中退共制度と企業年金制度との資産移換）に向けシステムの改修に着手した（平成30年4月）。 ・全役職員を対象にした標的型メール訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を外部委託により実施した。	
			④ 次期中期目標の策定に向け、中期目標の冒頭に記載されることとなる法人の役割（ミッション）	・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見	④ 次期中期目標の策定に向け、中期目標の冒頭に記載されることとなる法人の役割（ミッション）の内容の共有を含め、主務大臣（担当局長）と十分に意思疎通を図った。	・国民のニーズとずれている事務・事業等がないか、費用対効果の悪い施策は無いか、不断に見直しを実施している。	

	2 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	3 内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のⅠの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、	の内容の共有を含め、主務大臣（担当局長）と十分に意思疎通を図る。 3 内部統制の強化 ① 財務報告等の信頼性 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づいて、監事の監査、会計監査人の監査を受ける等により、財務報告等の信頼性を確保する。 ② 法令等の遵守 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者の参加を得て、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を開催し、機構全体のリスクを鳥瞰し対策を講じるために作成したリスクマップについて、新たな項目の追加等とともに、リスク低減策を継続的に検討する。あわせて、コンプライアンスの推進に努める。 また、契約の適正な実施について、「契約監視委員会」に	直しを図っているか。 ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 ・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。 ・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。	3 内部統制の強化 ① 財務報告等の信頼性を確保するため、監事による監査を受けた（6月）。また、4月から6月にわたって監査法人による28事業年度の期末監査を受け、監査報告書を受領した（6月）。業務執行状況について、監事による業務監査を受けた（2月）。 内部監査計画書に基づき内部監査を実施し、端末やUSBの有高確認を行った（7月、1月）。また内部統制及び情報セキュリティ対策に関するヒアリングを行った（9月、12月）。さらに前回の指摘事項に対するフォローアップ監査も実施した（11月）。 支部監査については、情報セキュリティ対策を中心に、建退共支部3件（福岡（7月）、石川（9月）、栃木（2月））及び林退共支部1件（山口（1月））に対して実施した。 ② リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスク項目・リスク度合い・対応等の検討を行った（9月、3月）。 また、ハラスメントについて議論し、規程の整備及び研修の充実を図ることとした（3月）。 契約の適正な実施について、「契約監視委員会」において締結した契約のチェックを受け、指摘事項に対して対応を検討することとした（6月、12月、3月）。	・「理事会」を毎月（原則）、「業務運営・推進会議」を5回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。また、調達等合理化に係る検討チーム、契約監視委員会を開催するとともに、中退共事業と建退共事業においては、加入促進対策委員会を4回開催し、加入促進対策の遂行状況の進捗状況等を踏まえた対応策を検討し、積極的な加入勧奨を実施した。 ・中退共事業においては、部内会議（幹部会）を定期的に開催し、平成29事業年度計画の実施事項及び進捗状況等を確認のうえ、会議での検討結果を職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った。 ・建退共事業においては、定期的に部内会議を開催し、業務の遂行状況の把握をきめ細かく、確実にを行い、進捗状況等を踏まえた業務の計画的かつ着実な進行に努めた（20回）。 引き続き、都道府県別職業訓練校・工業高等学校に対する制度周知など加入勧奨対策を行った。 ・年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報	
--	---	---	---	---	--	---	--

		講じた措置について積極的に公表する。 また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	よるチェックを受ける。 ③ 業務の有効性及び効率性「資産運用委員会」を随時開催し、資産運用について、外部の専門家である資産運用委員による管理を行う。(詳細は、第3のIの2「健全な資産運用等」参照) 「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、検討・審議を行う。 システムを利用する業務の割合が高い機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を開催して、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化について、機構全体として計画的・整合的に推進し、最適化を図る。 機構の情報システムに関して助言等を行うCIO補佐官による業務の実施状況について報告を聴取する「CIO補佐官報告会」を、サイバーセキュリティ分野の専門家である学識経験者を委員として招請	・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様) ・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。	③ 情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ○最新の政府統一基準に準拠した情報セキュリティのための対策基準の見直し及び対策推進計画に係る審議を行い、新しい政府統一基準に沿った対策基準の改訂及び対策推進計画を策定した(9月開催。10月に基準改訂)。 ○29年度の情報セキュリティに関する取組の報告と30年度における対策推進計画等の策定(3月)。 サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者として招聘した「CIO補佐官報告会」を開催し、情報システムに関して助言を受けた(2月)。 システム化委員会を開催し、以下の件について審議を行った。 ○29年度中に新たに調達することとなったシステム化案件を審議(4月、5月)。 ○次期中期計画におけるシステム化案件を各事業本部から提出。システム管理部及びCIO補佐官に精査を依頼(9月)。 ○平成30年度及び次期中期計画期間におけるシステム化案件について審議(12月)。 ○平成30年度及び時期中期計画期間におけるシステム化案件の審議及び確定(1月、2月)。 ・「業務運営・推進会議」を5回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。	セキュリティについて、必要の都度、全役職員向けに理事長メッセージを発し、意識の涵養を図った。 建退共事業においては、「業務・運営推進会議」、「加入促進対策委員会」を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行うとともにその結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。 ・理事会、業務運営・推進会議、調達等合理化に係る検討及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 ・監事は理事長が決裁する年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 ・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、法令等の遵守については、公正性の確保の観点から外部有識者を委員として任命したリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、施策実施や経営資源配分の優先順位を明確化したほか、リスク低減策を継続的に検討するとともに、コンプライアンスに関する審議を行い、ハラスメント等に関する最新知識・問題意識の共有・徹底を図った。	
--	--	---	--	--	--	---	--

			して、開催する。 「業務運営・推進会議」において、平成 28 事業年度計画の実績報告の検証及び平成 29 事業年度計画の進捗状況等の検証を行う。（再掲） 業務の適正・効率化を図るため、監事の監査に加えて、内部監査規程及び内部監査年度計画に従って、機構の各業務について監査室による内部監査を適切に実施する。 これらの結果を、業務運営の改善に反映させ、機構における P D C A サイクルの徹底を図る。	・リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。 ・講じた措置についての公表が適切に行われているか。				・リスク管理・コンプライアンス委員会について、審議概要等をホームページで公表した。 ・業務の有効性及び効率性については、平成 27 年 10 月に設置した資産運用委員会の運営を滞りなく行うとともに運用の基本方針上の基本原則（「安全かつ効率な運用」）の解釈についての認識を統一し、基本ポートフォリオについて制度の持続性を確保できるものへと見直しを行った。また、同委員会では、その他の制度の安定的運営に資するための問題提起が行われ、それを受けた検討も進められている。 ・厚生労働省及び N I S C の情報セキュリティ監査等を通じて必要とされる対応を行ったほか、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的な検討を行うとともに対策を講じた。 ・最高情報セキュリティ責任者（C I S O）を理事長とするなど、責任体制の明確化と全機構的な観点から情報セキュリティの確保が図られるよう改正を図った。 また、喫緊の課題であった機構内ネットワークにおける情報系及び業務系の物理的完全分離を完成させた。
	3 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	4 情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	4 情報セキュリティ対策の推進 機構では、被共済者の個人情報を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策は最重要課題の一つとなっている。このため、政府の情報セキュリティに関する方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を構築すると	・政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	4 情報セキュリティ対策の推進 機構では、被共済者の個人情報を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策の強化は最重要課題の一つとなっている。 このため、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって、多面的に対策を講じた。			

			もに、実施状況を多面的・継続的にモニタリングし、施策の実効性を確保する。 具体的には、個人情報を含む業務情報の保護を図るため、以下のとおり、サイバー攻撃対策を中心に、組織体制面、設備面、運用面にわたって、多面的な施策を継続的に実施する。 (1) 組織体制面 ① 情報セキュリティ関連の情報収集・発信団体との情報ルートを最大限活用し、会合に積極的に参加するなどにより、情報収集・意見交換を実施する。 ② 保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行う（ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手）。 ③ 「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について検討・審議する。(再掲) ④ 「CIO補佐官報告会」に、サイバーセキュリティ分野の専門家である学識経験者を委員として		(1) 組織体制面 ・JPCERTの情報共有会に参加し、他社との情報共有・意見交換を行った(9月、12月、3月)。 ・第二GSOCの運用報告会に参加した(1月)。 ・デュアルサーバープロジェクトチーム第5回会合が開催された(6月)。 5月のGWに業務系システムと情報系システムの物理的分離が完了したため、このプロジェクトチームの目的は達成されたことから、解散することとした。 ・理事長をCISOに置くなど、セキュリティにおける組織体制を見直すとともに、今まで明文化されていなかったCSIRTについて体制を確立した。 ・保守受託業者によるWeb、メールシステムの月次報告を10月より開始した。 ・保守受託事業者と定期的に情報・意見交換を行い、ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた。	併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘したCIO補佐官報告会を設置し、情報セキュリティに関して助言を受けた。さらに、監査室及び監事によるモニタリング体制の強化等を実施した。 ・ソフト面その他については、ヒューマンエラー発生防止の観点も含め新規採用職員及び全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施、標的型メール訓練やインシデント発生訓練など情報セキュリティ意識の向上と対応手順の確認等を実施した。また、情報セキュリティ委員会において、最新の政府統一基準に準拠した情報セキュリティのための対策基準の見直し及び対策推進計画に係る審議を行った。 ・民間企業や独立行政法人主催の研修・演習に参加するなど最新の情報セキュリティ情報の収集体制の強化等の対応を行った。 <業務運営上の課題及び改善方策> サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ることが必要である。 <平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況> 政府統一基準の改正に伴い、機構対策基準の見
--	--	--	---	--	--	--

			招請、最新情報に基づく情報セキュリティに関する助言・指導を受ける。(再掲) ⑤ 「システム化委員会」において、機構内の全てのシステム化案件について、情報セキュリティ面での問題がないことを網羅的にチェックする。(再掲) (2) 設備面 サイバー攻撃への防御機能やインシデント発生時の対応能力強化など、セキュリティ強化のために、システム、機器及びソフトウェアの整備を推進する。 (3) 運用面 ① 外部機関の活用による情報セキュリティ監査、本部における内部監査、支部に対する監査(5件程度予定)等のモニタリングを通じて、多面的、多層的な点検を継続的に実施し、情報セキュリティ施策の徹底・浸透を推進する。 ② 研修・訓練(職員を対象とした情報セキュリティ研修、個人情報漏えい防止のための研修、標的型メー		(2) 設備面 ・改定後の情報セキュリティ対策基準(以下、「新対策基準」という)の要件を満たすため、事務室やサーバ室における管理台帳の記入や立入禁止の紙を貼るなど、情報管理のための措置を講じた。 ・Webサーバにウイルス対策ソフトを導入した(1月)。 ・ホームページへのサイバー攻撃に対処するため、WAF機器を導入した(3月)。 ・業務系・情報系ネットワークの物理的分離を行った(5月)。(再掲) (3) 運用面 ・毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施した。当日は毎週、全役職員に当該措置実施のための準備作業を実施するよう注意喚起メールを送信した。 ・3連休以上の連休明けには、原則として外部からのメールの添付ファイル開封を禁止し、連休前には、全役職員に対し、注意喚起メールを送信した。 ・新規採用した職員を対象にセキュリティ研修を行った(4月、10月)。 ・世界同時サイバーテロを受けて、不審メールに対する職員への注意喚起を実施した(5月 2回)。 ・機構において情報漏えいが起きたと仮定した抜線訓練を行った(7月)。 ・NISCのマネジメント監査に備え、厚生労働省のサイバーセキュリティ参事官室に来訪いただき、対策や指導を受けた。 ・支部に対する業務及びシステム監査を行った(建退共福岡県支部7月 建退共石川県支部9月 建退共栃木県支部2月 林退共山口支部1月)。 ・NISCによるセキュリティ研修に参加した。 ○CSIRT研修 7/10、7/31、10/10、10/31、1/30、12/19、3/6 ○NISC勉強会 7/26、10/10～11、3/1 ・政府統一基準の改正に伴い、機構対策基準を改訂したほか、各手順書に沿った申請様式を作成し、運用を開始した(10月)。 ・厚生労働省によるCSIRT訓練を実施した(10月)。 ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した(10月)。 ・全役職員を対象とした標的型メール訓練を実施した(10月)。 ・外部委託によるWeb、メールシステムのペネトレーションテストを実施した(10月 2回)。	直しを行うとともに、各種手順書の作成及び研修・教育等を行い、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制作りと手順の確立・浸透を図った。
--	--	--	---	--	---	--

			ル訓練、インシ デント発生訓 練）の実施等 により、サイバ ー攻撃への防 御力と、インシ デント発生時 の対応力を強 化する。		・厚生労働省主催の情報セキュリティに関する集合研修会に参加した（11月）。 ・厚生労働省による標的型メール訓練を実施した（11月）。 ・8月に発生した、なりすましメール及びホームページ閉鎖事案について、毎月障害の有無を厚生労働省へ報告を行った。 ・休日・夜間のメール送受信及び機構内部からのウェブサイトの閲覧を制限した（11月）。 ・NISCマネジメント監査のための予備ヒアリングが行われ、CISOへのインタビューが実施された（12月）。 ・NISCによる情報マネジメント監査が実施された（1月）。 ・NISCによるペネトレーションテストが実施された（1月）。 ・自己点検調査を実施した（3月）。 ・NISCのCSRIT訓練に参加した（3月）。 ・外部のサイバーセキュリティ対策セミナーに出席した（6月 4名）。 ・民間のセキュリティセミナーに出席した（6月 2名）。 ・SECセミナー（IPA）に出席した（12月2名）。 ・情報セキュリティ研修（厚生労働省）に出席した（2月 1名）。 ・IPAセミナーに出席した（3月 1名）。 ・保守受託事業者との情報・意見交換を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	5 業務運営の効率化に伴う経費削減（１）一般管理費及び業務経費 （２）人件費		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)	
	一般管理費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 251, 421	286, 093	277, 415	268, 744	260, 080	251, 421		
	一般管理費（実績値）（千円）		200, 559	192, 125	257, 875	235, 216	230, 997		
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度 予算額（295, 788 千円） に比べて 15%以上の削減	32. 2%	35. 0%	12. 8%	20. 5%	21. 9%		
	業務経費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 4, 699, 564	4, 990, 687	4, 934, 185	4, 877, 499	4, 819, 307	4, 666, 935		
	業務経費（実績値）（千円）		4, 015, 874	3, 971, 061	4, 161, 315	4, 352, 015	4, 177, 356		
	上記削減率（％）	最終年度までに平成 24 年度 予算額(5, 081, 381 千円) に比べて 5 %以上の削減	21. 0%	21. 9%	18. 1%	14. 4%	17, 8%		

注）削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。
削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
					業務実績	自己評価	評価													
	4 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、業務運営全体を通じて一層の効率化を図るとともに予算の適正な執行を行う。	< 定量的指標 > ・業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて 5 %以上の削減が	5 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費及び業務経費 平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については 21.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については 17.8%の削減を行った。 【一般管理費】 <table><tr><th>24 年度予算額</th><th>29 年度決算額</th><th>削減額（率）</th></tr><tr><td>295,788 千円</td><td>230,997 千円</td><td>64,791 千円（△21,9%）</td></tr></table> 【業務経費】 <table><tr><th>24 年度予算額</th><th>29 年度決算額</th><th>削減額（率）</th></tr><tr><td>5,081,381 千円</td><td>4,177,356 千円</td><td>904,025 千円（△17,8%）</td></tr></table>	24 年度予算額	29 年度決算額	削減額（率）	295,788 千円	230,997 千円	64,791 千円（△21,9%）	24 年度予算額	29 年度決算額	削減額（率）	5,081,381 千円	4,177,356 千円	904,025 千円（△17,8%）	< 評価と根拠 > 評価：B 平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については 21.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については 17.8%の削減を行った。 このため、平成 29 年度において一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 5 %以上の削減となった。		
	24 年度予算額	29 年度決算額	削減額（率）																	
	295,788 千円	230,997 千円	64,791 千円（△21,9%）																	
	24 年度予算額	29 年度決算額	削減額（率）																	
	5,081,381 千円	4,177,356 千円	904,025 千円（△17,8%）																	

	業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。) については、平成 24 年度予算額に比べて 5 % 以上の削減を行うこと。 (2) 人件費 総人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。 また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、平成 24 年度予算額に比べて 5 %以上の削減を行う。 (2) 人件費 総人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。)については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。 ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財	行われているか。 ＜その他の指標＞なし ＜評価の視点＞ ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 ・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。 ・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。) ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累	(2) 人件費 機構の平成 29 年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。 年齢のみで比較した対国家公務員指数は 114.8 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.0、地域・学歴勘案では 101.3 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい(国からの財政支出額 8,469 百万円、支出予算の総額 694,107 百万円:平成 29 年度予算)。 さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較でも、平成 29 年度 95.4 と低い水準に抑えられている(賃金構造基本統計調査との比較)。 ※上記については、平成 30 年 6 月末に機構ホームページにおいて公表	これらを踏まえ、B と評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の 20%よりも低い水準に留めている。 ・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。 ・年齢のみで比較した対国家公務員指数は 114.8 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.0、地域・学歴勘案では 101.3 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.2%と極めて小さい。	
--	--	--	---	---	--	--

		政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	政支出の大きさ、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）		・法定外福利費の支出については、平成 20 年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。	
--	--	--	--	---	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

	う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。	実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。	について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。 ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	表している。 昨年度に引き続き、入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。 ③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査（平成 29 年 5 月、平成 29 年 7 月、平成 29 年 11 月、平成 30 年 2 月）や会計監査人による監査を受けた。	う見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 ・外部有識者による契約監視委員会を 3 回開催し、平成 29 年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。	
--	---	---	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)
	累積解消計画の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
	累積欠損金額		1, 095 百万円	1, 002 百万円	795 百万円	911 百万円	776 百万円	572 百万円	
	解消額			93 百万円	207 百万円	△115 百万円	135 百万円	204 百万円	
	達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%	△125%	147%	221%	
	財政検証時（H26）の累積欠損金解消の見直し				1, 023 百万円	1, 039 百万円	909 百万円	776 百万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に基づき、平成26年12月3日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「労政審中退部会」という。）のとりまとめで示された林退共制度の4つの改善策の成果、とりまとめの前提となった環境	<定量的指標> ・累積解消計画の年度ごとの解消目安額林退9,200万円を達成しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 ・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った累積欠損金の解消に努めている。 また、平成26年12月の労政審中退部会の取りまとめにおいて、制度の安定的運営のための一連の改善策（①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ（平成27年10月）、②業務経費の削減（平成27年度～）、③中退共との合同運用の実施（平成28年4月～）、④加入促進対策の強化）が示され、順次実施された。 資産運用については、中退共資産との合同運用により、委託運用資産額は、5,178百万円（平成29年3月末）から、5,421百万円（平成30年3月末）に増加した（243百万円増）。 運用コストについても14,205千円（平成27年度・単独運用）から5,131千円（平成29年度・合同運用）に減少した（対27年度比△63.9%、△9,074千円減）。この結果、平成29年度の委託運用利回りは4.69%と前年度（4.70%）、全体の運用利回りは2.04%と前年度（2.10%）をやや下回ったが、296百万円の運用収入を確保した。	<評定と根拠> 評定：A 中退共との合同運用を平成28年度から行うとともに、引き続き業務経費の削減を行ったこと等により、累積欠損金が約204百万円減少し、累積欠損金解消計画の目標92百万円を上回った（達成率221%）ことからAとする。 <評価の視点に対する措置> ・「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施した。 ・加入促進対策については、新規加入目標は達成できなかったものの、脱退者も減少したことから、期末在籍は微減となった。 ・業務経費の削減につい	評定	

			の変化、基本ポートフォリオの見直し等による収支、損益の見通し等を踏まえ、累積欠損金の解消に向けた取組を行う。			ては、平成29年度の業務経理への繰入は、約7,097万円と前年に比べ約212万円減少した（予算比14百万円、16.2%減）。 ＜指摘事項、業務運営上の課題および改善方策＞ 林退共制度については累積欠損金解消計画の達成が困難となっているため、金利動向などの環境を踏まえ、今後の見通しを精査した上で、同計画を見直し、着実な累積欠損金の解消を図る必要がある。 機構が2005（平成17）年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の見直しを行うこととし、今後行われる予定の財政検証（中退法第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。）までの間は上記によらず、2018（平成30）年度に実施する被共済者の実態調査の結果を踏まえ、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて検討し、必要に応じて見直しを行う。 ＜平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 2019（平成31）年度までに行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までに被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについ	
--	--	--	---	--	--	--	--

						て、検討を行う。	
--	--	--	--	--	--	----------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標					
	ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成					

< 2 5 年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%
合計	13.91%	—	0.28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。
建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.24%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8.23%	7.75%	0.49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7.18%	6.93%	0.24%

※委託金額合計 13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.52%）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。

なお、基本ポートフォリオを平成26年2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%
外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%
合計	5.75%	5.23%	0.52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

< 26年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。
なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	—	△0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14.55%	13.47%	1.09%

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.28%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%

外国債券	12.15%	12.28%	△0.13%
合計	5.75%	5.47%	0.28%

※委託金額合計 5,015 百万円

< 27年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。ベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.65%	5.40%	0.25%
国内株式	△11.39%	△10.82%	△0.57%
外国債券	△2.63%	△2.74%	0.11%
外国株式	△9.25%	△8.64%	△0.60%
合計	△2.63%	—	△0.12%

※委託金額合計 1,842,546 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。
 建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.49%）となった。

なお、基本ポートフォリオを平成28年3月1日に変更し、3月中に5資産が4資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.99%	5.40%	0.59%
国内株式	△9.97%	△10.82%	0.85%
外国債券	△2.58%	△2.74%	0.16%
外国株式	△8.50%	△8.64%	0.14%
短期資産	0.17%	0.03%	0.15%
合計	1.35%	1.07%	0.28%

※委託金額合計 300,436 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.67%	5.40%	0.26%
国内株式	△6.60%	△10.82%	4.22%
外国債券	△2.72%	△2.74%	0.02%
外国株式	△11.31%	△8.64%	△2.66%
短期資産	0.00%	0.03%	△0.02%
合計	2.16%	1.68%	0.49%

※委託金額合計 14,898 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.86%	5.40%	0.45%
国内株式	△8.25%	△10.82%	2.57%
合計	△0.02%	△0.81%	0.78%

※委託金額合計 819 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.78%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.97%	5.40%	0.56%
国内株式	△6.70%	△10.82%	4.12%
外国債券	△2.94%	△2.74%	△0.19%
合計	4.57%	3.79%	0.78%

※委託金額合計 5,230 百万円

< 28年度 >

中退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	－	0.62%

- ※1. 委託金額合計　1,928,281 百万円
- ※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年 2 月に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響+2.04%が平成 29 年 1 月に発生している。

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回ったのは、米国大統領選後の市場動向を読み切れなかったためであるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、外国株式はベンチマークを上回った。国内株式においてベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。外国債券においては給付経理と同様である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.00%	△1.15%	0.16%
国内株式	15.44%	14.69%	0.75%
外国債券	△5.64%	△5.41%	△0.23%
外国株式	15.46%	14.51%	0.95%
合計	2.58%	2.46%	0.12%

※委託金額合計　307,464 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.12%
国内株式	15.61%	14.69%	0.92%
合計	5.80%	5.22%	0.57%

※委託金額合計　864 百万円

林退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	－	0.62%

- ※1. 委託金額合計　5,178 百万円
- ※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年 2 月 1 日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響+2.04%が平成 29 年 1 月に発生している。

< 2 9 年度 >

中退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国債券ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式ではベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.05%	0.90%	0.15%

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△0.97%	△1.15%	0.18%
国内株式	12.59%	14.69%	△2.10%
外国債券	△5.84%	△5.41%	△0.43%
外国株式	15.08%	14.51%	0.57%
合計	1.61%	1.85%	△0.24%

※委託金額合計　15,102 百万円

国内株式	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	11.91%	8.47%	3.45%
合計	4.79%	－	0.39%

※委託金額合計 2,018,640 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。
 建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券においてベンチマークを下回った主な要因は、個別資産効果（金利選択要因）であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.14%	0.90%	0.24%
国内株式	17.91%	15.87%	2.05%
外国債券	4.76%	4.23%	0.53%
外国株式	8.87%	8.47%	0.40%
合計	4.83%	4.20%	0.63%

※委託金額合計 321,541 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.03%	0.90%	0.13%
国内株式	20.16%	15.87%	4.30%
合計	9.36%	6.75%	2.61%

※委託金額合計 942 百万円

林退共事業については、数値目標の評価対象である委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスをみると、外国債券ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式ではベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.05%	0.90%	0.15%
国内株式	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	11.91%	8.47%	3.45%
合計	4.79%	－	0.39%

※委託金額合計 5,421 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.28%	0.90%	0.37%
国内株式	27.00%	15.87%	11.13%
外国債券	4.04%	4.23%	△0.19%
外国株式	11.03%	8.47%	2.56%
合計	5.35%	3.56%	1.78%

※委託金額合計 15,371 百万円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価	
					業務実績				自己評価			
	2 健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	＜定量的指標＞ ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 ＜その他の指標＞ なし <								

			にされているか。 （ii については事前に明らかにされているか。） i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。） （政・独委評価の視点） ”	託先の選定を行った。 ハ 厚生労働省への情報提供 ・中退共の財政検証が実施される中、労働政策審議会での審議に必要な情報を厚生労働省に適宜提供し、活用された。 ニ 基本ポートフォリオの検証 ・建退共事業、清退共事業においては、最新の金融・経済情勢を踏まえ、基本ポートフォリオの期待収益率、リスク値、効率性の検証を行った。	委託先管理面では、外国債券がベンチマークを小幅下回ったものの、それ以外の資産（国内債券、国内株式、外国株式）では超過収益を上げた。また、自家運用においては、金利が低迷を続けたものの、債務の期間構造見直しの結果進めている投資期間長期化により、利回りの低下ペースが緩やかなものとなった。 ii 資産運用については、資産運用業務の実施状況を監視する資産運用委員会における審議結果を事後の業務運営に反映しつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した、と資産運用委員会から評価された。	
	② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、「資産運用委員会」から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。		② 中退共事業においては、資産運用企画会議を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・委託運用に係る平成 28 年度総合評価およびシェア変更について ・有価証券信託の運用状況 ・平成 29 年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告 ・平成 28 年度運用実績 ・金銭信託の運用結果報告 ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 28 年度決算について ・新企業年金保険（一般勘定）に係る生命保険会社の平成 28 年度実績に基づく総合評価について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 29 年度上半期決算について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・各経理の定例検証について（基本ポートフォリオの検証結果） ・資産間リバランスについて ※合同部会（2 回開催） ・平成 28 年度資産運用状況の機構ホームページ掲載について ・「資産運用の基本方針」改正案について 建退共事業においては、資産運用企画会議を年 7 回、合同開催及び持ち回り開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・資産運用の運用方針について ・有価証券信託の運用状況について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成 28 年度決算及び平成 29 年度上半期決算について ・金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更案について	・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。 （政・独委評価の視	・中退共の現行基本ポートフォリオは、資産運用委員会において、資金の性格や運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任など、当機構の特性を反映させて決定したものである。 ・リバランスルールや投資対象債券の再検討は、効率性と安全性、双方に配意して分析、審議を行った。	

			点) ・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。	・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更案について ・基本ポートフォリオ検証に係るスケジュール ・平成 28 年度株主議決権行使状況について ・運用の基本方針改正案について ・平成 28 年度運用状況について 清退共事業においては、資産運用企画会議を年 7 回、合同開催及び持ち回り開催した。 その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・資産運用の運用方針について ・金銭信託受託運用機関の評価について ・平成 28 年度株主議決権行使状況について ・運用の基本方針改正案について ・平成 28 年度運用状況について 林退共事業においては、資産運用企画会議を年 6 回、合同開催及び持ち回り開催した。 その主な審議・報告内容は次のとおりである。 ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・資産運用の運用方針について ・運用の基本方針改正案について ・平成 28 年度運用状況について	・中退共事業においては、「資産運用の基本方針」を踏まえて組成された基本ポートフォリオについて、効率性、安全性（下方リスク）等の観点から、定期的にその妥当性を検証しつつ、保有金融資産の価格変動等により、資産構成が基本ポートフォリオから過度に乖離しないよう常時モニタリングを行い、必要に応じて適時適切に調整（リバランス）を実施した。 ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、「資産運用の基本方針」を踏まえて組成された基本ポートフォリオについて、効率性、安全性（下方リスク）等の観点から、定期的にその妥当性を検証した。	
・資産運用について、その健全性を確保しているか。	② 各退職金	③ 各退職金	・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。 ・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。 ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、	③ 資産運用委員会に、平成 28 年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われているとの評価	・中退共事業においては、平成 29 年度も、資産運用委員会に四半期毎に運用結果について報告を行い「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。また、財務状況については、現行基本ポートフォリオのリスクの大きさ（累積欠損金に陥る危険性）について、様々な手法により計測を行い、その結果を厚生労働省に提供した。	

	全性を確保するため、「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。	共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、「資産運用委員会」から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	④ 各退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に毎四半期報告するとともに、ホームページを通じて对外公表する。 なお、運用状況の妥当性について適確な判断材料を提供するため、随時、報告内容の見直しを行う。	当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	価を受けた（５月、６月）。	④ 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、資産運用委員会に毎四半期報告するとともに、資産運用委員会議事要旨及びスチュワードシップ活動状況の概要についてホームページを通じて对外公表した。その主な審議・報告内容及び对外公表内容は次のとおりである。 ○審議・報告内容 ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・平成 28 年度資産運用結果に対する評価報告書（案）について ・積立比率シミュレーション ・現行の基本ポートフォリオ策定における前提条件の現況 ・林退共制度の安定的運営を図るための改善策の実施状況及び今後の見通しについて ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（６ 経理） ・マネジャー・ストラクチャーにおける検討事項について ・林退共基本ポートフォリオの抱えるリスクについて ・平成 28 年度資産運用結果に対する報告について ・スチュワードシップ・コード関連案件への対応 ・委員長の選任及び委員長代理の指名 ・自家運用対象債券の検討状況について ・スチュワードシップ・コード改訂への対応（案） ・今後の資産運用委員会で想定される議題 ・各経理の定例検証について ・スチュワードシップ活動状況の概要 ・リバランスルールに関する検証について ・平成 29 年度第 5 回資産運用委員会での問題提起への回答 ・一般の中小企業退職金共済制度の財政検証 ・独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標 ○对外公表内容 ・資産運用委員会議事要旨（平成 28 年度第 9 回～平成 29 年度第 4 回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（平成 29 年 3 月末、6 月末、9 月末、12 月末） ・平成 28 年度資産運用残高及び利回り状況等 ・「日本版スチュワードシップ・コード」改訂への対応について ・スチュワードシップ活動状況の概要	・運用実績や運用業務の実施状況に関する資産運用委員会での審議結果については、運用委託先のモニタリングや对外公表資料の内容見直しにおいて活用するなど、事後の資産運用業務に反映させた。 ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、資産運用委員会において、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。その結果「適切な運用が行われていると評価できる。」とされたことから、引き続き資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な運用に努めた。また、運用実績に関する資産運用委員会での審議結果については、運用委託先のモニタリングにおいて活用するなど、事後の資産運用に反映させた。 ・中退共事業においては、原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用企画会議資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、厚生労働省へ資
--	---	--	---	---	--	----------------------	--	--

				・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)		料を提供した。主なものは次のとおりである。 ・資産運用企画会議資料(毎四半期) ・資産運用委員会資料 ・中退共事業における当期総利益(又は当期総損失)の発生要因については、金融・経済、制度、財政、業務等多角的に分析を行い、システム関連経費の増加傾向など、懸念材料については明示した。 ・中退共事業においては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において審議が行われた財政検証について、厚生労働省に対し議論に必要な情報の提供を行った。なお、中退共の利益剰余金の在り方に関しては、労働政策審議会…部会において、今後、累積欠損金が生じることを防止するためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金を有することが必要であり、現行基本ポートフォリオの想定損失額として試算された4400億円を目指すべき剰余金の水準として今後5年間で目指しながら、剰余金を被共済者に分配することが決められた。 情報提供あたっては、フォワードルッキングなリスク管理の観点も踏まえ、資産運用委員会において審議を重ね、情報を厚生労働省と共有した。	
--	--	--	--	---	--	---	--

	また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	⑤ 厚生労働省に対しては、退職金共済事業の予定運用利回り等の検討に資するよう、各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況や、運用環境に関する情報を、定期的に提供するほか、随時の説明や情報提供要請にも積極的に対応する。	⑤ 中退共事業において、厚生労働省へ毎月提供した主な資料は次のとおりである。 ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、厚生労働省に資料を提供した。 ・資産運用企画会議資料（毎四半期） ・資産運用委員会資料（公表前議事録を含む）	＜課題と対応＞ 資産運用については無リスクの国債の金利が低迷を続け、必要な利回りを得るためにはある程度のリスクを取らざるを得ないという環境の中で、「安全かつ効果的」な資産運用という基本方針を遵守しつつ、各共済事業で必要な利回りを確保する必要がある（建設業退職金共済制度及び清酒製造業退職金共済制度は、累積剰余金の水準も考慮）。 また、日本版スチュワードシップ・コードやE S G投資等に対する社会的な要請の強まり等への対応を、受託者責任に違反しない範囲内で検討する必要がある。	
--	--	---	---	--	---	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	Ⅱ 財産形成促進事業		
	Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、効率的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管	< 定量的指標 > なし < その他の指標 > なし < 評価の視点 > ・財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。 ・金融機関等との連携を通じて債権の適正	Ⅱ 財産形成促進事業 ①効率的な財政運営 財形融資については、上記 2「周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、自立的な財政規律については、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、適切なスプレッドを確保するなど財務の健全性に配慮した運営を行った。 この結果、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴い、利息収入が減少傾向にあるものの、当期純利益を計上し、平成29年度末の利益剰余金は122億円となった。 ・利益剰余金 【28年度】114億円 【29年度】122億円 ・業務経費率 【28年度】0.14％ 【29年度】0.21％ ② 債権管理 債権管理については、平成29年 4 月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・債権管理に係る書面による報告又は電話による報告を受けた金融機関数 5 機関 ・債権分類別残高 【28年度】 一般債権：4,352億円 貸倒懸念債権：0億円 破産更生債権等：1億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率0.02％ 【29年度】 一般債権：3,961億円 貸倒懸念債権：0億円 破産更生債権等：0.9億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率0.02％		< 評価と根拠 > 評価：B 平成 25 年度に運営費交付金が廃止されたが、効率的な事業運営に努め、財政の健全性を維持することができた。また、雇用促進融資については、約定どおり、財政投融資へ償還を行ったことから、年度計画どおりであり、B と評価する。 < 評価の視点に対する措置 > ・財形融資について、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な運営に努めた。 ・金融機関等との連携を通じて、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適	評 定	

			理に努める。	な管理に努めたか。		切な管理に努めた。 ・債権管理に係る書面による報告又は電話による報告を受けた金融機関数 5 機関	
	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。	・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	Ⅲ 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。 ① 債権管理 債権管理については、平成29年4月に発出した文書に基づき金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行った。 ・業務指導 19 回 ・法的措置 6 回 （競売申立・支払督促・訴訟 各 2 件） ・債権分類別残高 【28年度】 一般債権：4億円 貸倒懸念債権：5億円 破産更生債権等：16億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率84.0% 【29年度】 一般債権：2.6億円 貸倒懸念債権：3億円 破産更生債権等：13億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率86.0% ② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。 （元金3.6億円 利息0.4億円） （5 月） （元金4.4億円 利息0.2億円） （9 月） （元金3.6億円 利息0.3億円） （11月） （元金4.4億円 利息0.1億円） （3 月）	・債権分類別残高 【28 年度】 一般債権：4,352 億円 貸倒懸念債権：0 億円 破産更生債権等：1 億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率 0.02% 【29 年度】 一般債権：3,961 億円 貸倒懸念債権：0 億円 破産更生債権等：0.9 億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率 0.02% ・雇用促進融資については、金融機関等との連携を通じて債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行った。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を 19 回実施し、現状の把握等適切な管理及び必要に応じた法的措置により、債権の回収・処理に努めた。 ・業務指導 19 回 ・法的措置 6 件 （競売申立・支払督促・訴訟 各 2 件） ・債権分類別残高 【28 年度】 一般債権：4 億円 貸倒懸念債権：5 億円 破産更生債権等：16 億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率 84.0% 【29 年度】 一般債権：2.6 億円 貸倒懸念債権：3 億円 破産更生債権等：13 億円 債権全額に占める貸倒懸念債権及び破産更生債権等の比率 86.0% < 指摘事項、業務運営上の課題	

						および改善方策＞ 財産形成促進事業については、勤労者の財産形成の促進に資するとともに、より安定的・効率的な財政運営となるよう、資金調達方法や、剰余金の使途について、検証を行う必要がある。 ＜平成 28 年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 財形融資の財政運営については、概ね安定的かつ効率的な運営が実施できたと考えるが、長期金利のマイナス化や特例対応すべき自然災害の増加、情報セキュリティ関連コストの増加など、想定外の不安定要因が発生しているほか、融資件数・金額の減少傾向も続いている。そうした中で財政運営の効率性、安定性を維持するには、情勢の適切な分析と、中長期的な視点に立った運営努力が必要と考えており、平成 29 年度において、①適切なスプレッドの水準と、②政策的観点から適用する特例金利の提供余力、③資金調達方法や、④金融環境等のリスクを踏まえ、制度の中長期的な安定性を確保するために必要な剰余金の水準の目安を定めることを目的として専門家によるコンサルティングを実施したところである。	
--	--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	第4 その他の業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度		
	財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上	3, 000 件以上		
	実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付	3, 742 件	3, 819 件	3, 903 件	8, 745 件	4, 744 件		
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	124. 7%	127. 3%	130. 1%	291. 5%	158. 1%		
	中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上	1, 000 件以上		
	実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付	1, 014 件	1, 035 件	1, 514 件	1, 122 件	1, 122 件		
	達成度	年度計画の目標数に対する実績率	101. 4%	103. 5%	151. 4%	112. 2%	112. 2%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。 ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付する。	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して、直接財形制度導入の勧奨を行うとともに、3,000件以上に資料を送付する。 ③ 中小企業事業主に対して、中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,000件以上送付する。	<定量的指標> ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について ① 4月発行の「中退共だより16号」に財産形成促進事業の広告を掲載し、共済契約者(362,328部)及び関係機関等(7,601部)へ配布するとともに、ホームページに掲載した(4月)。 建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財産形成促進事業の広告掲載を行った(9月)。「福祉情報」に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った(9月)。 建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置(継続)。 ② 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,744所に対して、財形制度の資料送付を行った。 ③ 千葉県全域及び大阪府の一部の中退共事業の未加入事業所(1,122件)にパンフレット等を送付した(8月)。	<評定と根拠> 評定：B 中退共事業の既加入事業主のうち、従業員51人以上の事業主4,744所に対して、財形制度の資料送付を行った。数値目標達成率は158.1%であった。 ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,122件送付した。数値目標達成率は112.2%であった。 これらを踏まえ、概ね年度計画どおりでありBと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・財産形成促進事業と退職金共済事業との連携については、中退共事業本部との間では、中退共広報誌への財形制度に関する広告掲載(「中退共だより」(4月))や共済契約者への財形制度の資料送付のほか、中退共制度説明会での財形制度の説明、中退共が実施する共済契約者アンケートでの財形制度に関する質問項目の追加、など多面的に実施した。 ・中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会については、平成29年度中に開催された15回に全て参加した。累計出席事業所数は597所。 ・建退共事業本部との間でも、事業本部の紹介を受けて建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャー	評定	

	2 災害時における事業継続性の強化	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において、財産形成促進事業の資料を配付するとともに、制度の概要の説明を行う。	・災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。	④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において財産形成促進事業の資料配布と概略の説明を行った（15回）。	ナル」に財形制度に関する広告を掲載した（9月）ほか、建退共支部事務局長会議において、財形制度を説明、さらに建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレット（送付先 47 箇所）を送付し、設置・配布を依頼するなど、多面的に実施した。
			⑤ 主要労働局が主催する就職説明会への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主に対して直接勧奨を行う。		⑤ 主要労働局が主催する就職説明会 4 箇所への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主 44 所に対して制度導入及び利用を勧奨した。	また、建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口 に財形制度のパンフレットを設置した。
		2 災害時における事業継続性の強化	2 災害時における事業継続性の強化		2 災害時における事業継続性の強化	・災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するため、全役職員を対象とした安否確認サービスを導入した。
		災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。		災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	中退共事業においては、 ・災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。
					建退共事業においては、 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。	中退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。
					・各事業の基幹システムにおけるデータのバックアップを定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管を行っている。	建退共事業においては、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。
					・各事業の基幹システムにおけるデータのバックアップを定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管を行っている。	・各事業の基幹システムにおけるデータのバックアップを定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管を行っている。

		別紙（略）					
		2 収支計画					
		別紙（略）					
		3 資金計画					
		別紙（略）					
		第6 短期借入金の限度額	第6 短期借入金の限度額		第6 短期借入金の限度額		
		1 限度額	1 限度額		1 限度額		
		① 中退共事業においては 20億円	① 中退共事業においては 20億円	・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。	財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。 130.35億円（平成29年6月23日～26日） 81.12億円（平成29年9月26日～27日） 230.46億円（平成30年3月26日～28日）	・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行した。	
		② 建退共事業においては 20億円	② 建退共事業においては 20億円	・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。		・雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。	
		③ 清退共事業においては 1億円	③ 清退共事業においては 1億円	・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。		・財形事業については、借入限度額（600億円）の範囲内で借入を行った。また、借入を行った理由については、債券の償還と調達資金の入金の時差のためであり、業務遂行上、適切なものであった。 130.35億円（平成29年6月23日～26日） 81.12億円（平成29年9月26日～27日） 230.46億円（平成30年3月26日～28日）	
		④ 林退共事業においては 3億円	④ 林退共事業においては 3億円				
		⑤ 財形融資事業においては 600億円	⑤ 財形融資事業においては 600億円				
		⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円	⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円	・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。		・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面談により、8名を採用した。	
		2 想定される理由	2 想定される理由				
		① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。	① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。			・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により1名採用した。 ・研修については、これまでの研修結果を踏まえ、平成29年度研修計画では、上級管理職のマネジメント能力向上研修を加える等した。	
		② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。	② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。			・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く	
		③ 運営費交付金	③ 運営費交付金				

		の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。	の受入の遅延等による資金不足に対応するため。 ④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画方針 ① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ② これまでの研修結果を踏まえ、上級管理職のマネジメント能力向上研修の充実を含む「平成29年度研修計画」を策定、実	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし 第9 職員の人事に関する計画 ① 平成30年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、「キャリアタス UC（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用した各大学等への求人情報の提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った結果、366名の応募者があった。 選考にあたっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接を行った結果、最終個別面接を実施し、計8名を採用した。 平成29年10月1日採用 2名 平成30年 4月1日採用 6名 ・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により採用した。 平成29年9月1日採用 1名 ② 平成29年度の実施計画を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 実施回数：112回 参加人数：637人 基本研修 15回 387人 実務研修 97回 250人 ・一般事業主行動計画に伴い、「円満家事・育児と仕事の両立支援講座」（参加人数27名）を実施した。	行った（平成29年10月1日、平成30年4月1日）。 ＜業務運営上の課題及び改善方策＞ 職員の研修については、特に若年層に対して、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成する研修プログラムを充実させていく必要がある。 ＜平成28年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ ・一般事業主行動計画に伴い、「円満家事・育児と仕事の両立支援講座」（参加人数 27名）を実施し、研修プログラムの充実を図った。	
--	--	---	--	---	---	--

		事業 ④ 雇用促進融資 事業						
--	--	----------------------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	54,219	54,219	54,219	54,219	54,219
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	158,620	324,211	258,796	327,232
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

清酒製造業退職金共済事業等勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,633	2,633	2,632	2,631	2,631
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

財形勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	3,424	6,266	8,292	10,046
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—

建設業退職金共済事業等勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	82,288	82,271	82,261	82,259	82,257
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	18,437	41,088	36,156	24,051
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

林業退職金共済事業等勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	—	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—

雇用促進融資勘定

(単位:百万円、%)

	平成 25 年度末 (初年度)	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	0	8	36	38
うち経営努力認定相当額					—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	6	10	10	10	0

当期の運営費交付金交付額(a)	—	—	—	—	—	当期の運営費交付金交付額(a)	33	33	33	33	32
うち年度末残高(b)	—	—	—	—	—	うち年度末残高(b)	6	4	0	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	—	—	—	—	—	当期運営費交付金残存率(b÷a)	18.18%	12.12%	0.00%	0.00%	0.00%

平成 29 事業年度業務実績等報告書添付資料

添付資料①	調達等合理化計画……………	1
添付資料②	平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月の資産運用実績報告……………	5
添付資料③	平成 29 年度資産運用結果に対する評価報告書……………	10

平成 30 年 6 月 20 日

平成 30 年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人勤労者退職金共済機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 130 件、契約金額は 35.9 億円である。また、競争性のある契約は 114 件(全契約の 87.7%)、20.9 億円(同 58.1%)、競争性のない随意契約は 16 件(同 12.3%)、15.1 億円(同 41.9%)となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のある契約金額は、9.3 億円増(前年比 80.3%増)と大幅に増加した一方で、競争性のない随意契約による契約金額は 1.0 億円増(前年比 7.3%増)にとどまっている。

競争性のない随意契約金額が増加したのは主に中退共の退職金共済手帳の一斉更新に伴い共済契約者(36 万 7 千事業主)宛てに信書で共済手帳を郵送する業務の随意契約(郵送代金 1.2 億円)が発生したことによるものであり、これを除いた金額は改善がみられる。

表 1 平成 29 年度の勤労者退職金共済機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(45.8%) 60	(32.5%) 8.3	(42.3%) 55	(49.5%) 17.8	(△8.3%) △5	(113.6%) 9.5
企画競争・公募	(42.7%) 56	(12.6%) 3.2	(45.4%) 59	(8.6%) 3.1	(5.4%) 3	(△5.1%) △0.2
競争性のある契約 (小計)	(88.5%) 116	(45.2%) 11.6	(87.7%) 114	(58.1%) 20.9	(△1.7%) △2	(80.3%) 9.3
競争性のない随 意契約	(11.5%) 15	(54.8%) 14.0	(12.3%) 16	(41.9%) 15.1	(6.7%) 1	(7.3%) 1.0
合 計	(100%) 131	(100%) 25.6	(100%) 130	(100%) 35.9	(△0.8%) △1	(40.3%) 10.3

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

(2) 機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 17 件(競争性のある契約全体の 14.9%)、契約金額は 12.4 億円(同 59.3%)である。

平成 28 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数は減少している(件数は 15.0%減)一方で金額は増加(299.5%増)となっており、これは、主に確定拠出年金法等の一部改正による中小企業退職金共済法改正に係る中退共電算システム改修業務(1 次開発)9.7 億円によるものである。

なお、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)及び公募により調達したシステム関係の契約は 7 件(前年度比 4 件減)、10.8 億円(前年度比 6.4 億円増)で、そのうち一者応札となった契約は 5 件(前年度比 3 件減)、10.7 億円(前年度比 8.1 億円増)となっている。

表2 平成 29 年度の勤労者退職金共済機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2者以上	件数	96 (82.8%)	97 (85.1%)	1 (1.0%)
	金額	8.5 (73.2%)	8.5 (40.7%)	0.0 (0.2%)
1者以下	件数	20 (17.2%)	17 (14.9%)	△3 (△15.0%)
	金額	3.1 (26.8%)	12.4 (59.3%)	9.3 (299.5%)
合 計	件数	116 (100%)	114 (100%)	△2 (△1.7%)
	金額	11.6 (100%)	20.9 (100%)	9.3 (80.3%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 29 年度の対 28 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成 30 年度においては、以下の①～③の取組を重点的に実施することにより調達の改善に努めることとする。

- ① 「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき公告期間の延長及び十分な履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施し、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加を勧奨する。
- ② 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらうとともに、聞き取りを実施し改善策を検討する。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価することが必要と認められた場合においては、総合評価落札方式により調達を行う。この場合、必要に応じ意見招請を実施する。なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立(【 】は評価指標)

随意契約を締結することとなる案件等(※)については、役員及び調達等合理化検討チームに調達の内容等に関する事前説明を行い、会計規程における「随意契約によることができる理由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

※その他、政府調達手続きが見込まれる案件、前回の同種の入札において一者入札・一者応募となった案件についても、事前説明・点検の対象としている。

【調達等合理化検討チーム等による点検を実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 調達に関する相互牽制機能を働かせるため、まず、要求部署が起案文書を作成、調達部署を含めた複数の課を経由し調達の必要性、調達内容等に関してチェックを行い、当該業務担当理事及び総務担当理事までの決裁を得た後に、入札を実施する。

上記決裁が終了し、調達の必要性等が認められたものについては、契約事務担当課が調達に係る原議書とは別に契約に係る原議書を作成し、総務担当理事までの決裁を得た後に、要求部署とは独立して契約事務を進める。

- ② 調達案件のうち、額が大きい等、重要なものについては、理事長まで原議を上げて判断を仰ぐ。
- ③ 情報システム化案件については、必ず調達内容及び調達価格の妥当性等についてCIO 補佐官によるチェックを受け、決裁を得る。
- ④ 調達等業務に長期間従事することにより、不正行為の機会となる取引先との癒着等を未然に防止するため、定期的な人事ローテーションを実施する。また、コンプライアンスに関する役職員向けの研修や、機構内のリスク管理・コンプライアンス委員会を活用して、調達に係る遵守事項等について周知徹底を図る。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討チームにより調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者：総務担当理事

副総括責任者：総務部長

メンバー：総務課長及び総務課長が指名する職員

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

平成29年4月から平成30年3月の資産運用実績報告

添付資料②

1.運用概要

(単位:億円、%)

	中退共事業 給付経理	建退共事業		清退共事業		林退共事業 給付経理
		給付経理	特別給付経理	給付経理	特別給付経理	
運用利回り	2.29	2.09	2.68	2.05	0.15	2.04
自家運用利回り	0.57	0.92	0.58	0.23	0.15	0.57
委託運用利回り	4.42	4.15	4.51	9.06	-	4.69
運用損益	1,075.60	201.07	8.79	0.86	0.00	2.96
自家運用	147.83	56.32	0.89	0.08	0.00	0.53
委託運用	927.77	144.75	7.90	0.78	-	2.43
運用資産総額	48,463	9,755	331	42	3	149

予定運用利回り		1.00	3.00	3.00	2.30	2.30	0.50
採算利回り*1		1.10	1.79	2.22	2.02	0.54	0.93
基本 ポート フォリオ (乖離 許容幅)	国内債券	79.6 (±3.0)	89.5 (±7.0)	88.0 (±7.0)	93.9 (+2.0~-4.5)	100.0	82.3
	自家運用	59.6	66.9	55.7	84.7	100.0	65.0
	委託運用	20.0	22.6	32.3	9.2	-	17.3
	国内株式	7.2 (±2.0)	5.3 (±2.2)	6.0 (±2.5)	6.1 (+4.5~-2.0)	-	6.2
	外国債券	9.9 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	-	-	8.6
	外国株式	3.3 (±1.0)	2.6 (±1.3)	3.0 (±1.5)	-	-	2.9
	期待収益率*2	1.15	1.10	1.02	0.81	0.34	0.98
	リスク値(標準偏差)*2	1.87	1.65	1.87	1.15	0.34	1.64

累積剰余(欠損)金 (A)	28年度末	3,812.59	918.34	143.09	24.55	1.76	-7.76
	29年度末	4,334.91	936.83	146.00	24.78	1.77	-5.72
責任準備金 (B)	28年度末	42,257.25	8,609.87	187.58	18.79	1.17	152.84
	29年度末	43,167.06	8,822.60	184.88	17.60	1.12	154.89
リスク・バッファ比率 (A)/(B)	28年度末	9.02	10.67	76.28	130.65	150.43	-5.08
	29年度末	10.04	10.62	78.97	140.80	158.04	-3.69
サブプライム・リーマンショック並み 相場下落時損失率*2		-4.95	-3.46	-6.73	-9.68	-	-4.45

*1現状の累積剰余金・累積欠損金が変動しない運用利回り

*2平成29年度の基本ポートフォリオ検証時の数値

2.資産状況

(単位:億円、%)

運用の方法等		中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	25,588	52.80	0.58	5,932	60.81	0.96	138	41.72	0.63
	預金	1,059	2.18	0.00	250	2.56	0.00	17	5.23	0.00
委託運用	金融信託	20,186	41.65	4.69	3,215	32.96	4.50	154	46.50	5.01
	生命保険資産	1,629	3.36	1.32	358	3.67	1.03	22	6.55	0.95
	有価証券信託	(9,537)	(37.27)	0.02	(1,776)	(29.94)	0.02	-	-	-
合 計		48,463	100.00	2.29	9,755	100.00	2.09	331	100.00	2.68

運用の方法等		清退共事業(給付経理)			清退共事業(特別給付経理)			林退共事業(給付経理)		
		資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り	資産額	構成比	利回り
自家運用	有価証券	26	62.10	0.30	1	42.49	0.27	87	58.49	0.64
	預金	7	15.51	-	2	57.51	-	8	5.17	-
委託運用	金融信託	9	22.39	9.06	-	-	-	54	36.34	4.69
	生命保険資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		42	100.00	2.05	3	100.00	0.15	149	100.00	2.04

(注1)金融信託(新団体生存保険含む)は時価総額。その他の資産は帳簿価額である。

(注2)利回りは決算利回りである。(費用控除後)

(注3)有価証券信託は自家運用により取得した有価証券の信託による運用であり、内数である。また、構成比は有価証券に対する構成比である。

(注4)単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

3.金銭信託(新団体生存保険含む)運用実績

(単位:%)

(1)中退共事業(給付経理)・林退共事業(給付経理)(合同運用資産)【特化型】

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	基本方針	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	※2 複合効果	合計
国内債券	47.30	49.50	-2.20	1.05	0.90	0.15	0.08	0.07	-0.18	-0.03
国内株式	19.62	17.80	1.82	16.38	15.87	0.51	0.09	0.16	0.01	0.26
外国債券	23.54	24.50	-0.96	0.78	0.93	-0.15	-0.04	0.03	0.00	-0.01
外国株式	9.54	8.20	1.34	11.91	8.47	3.45	0.27	0.11	0.04	0.43
合 計	100.00	100.00	0.00	4.79	4.14	0.65	0.39	0.38	-0.12	0.65

【参考】	アクティブ運用収益率			パッシブ運用収益率		
	ファンド	ベンチマーク収益率	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差
国内債券	1.26	0.90	0.36	0.90	0.90	-0.01
国内株式	17.26	15.87	1.39	15.98	15.87	0.12
外国債券	0.83	0.93	-0.10	0.74	0.93	-0.19
外国株式	14.57	8.47	6.10	8.21	8.47	-0.26

(2)建退共事業(給付経理)【バランス型】

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	複合効果	合計
国内債券	66.14	67.40	-1.26	1.14	0.90	0.24	0.17	0.03	0.00	0.20
国内株式	17.40	16.40	1.00	17.91	15.87	2.05	0.31	0.06	0.02	0.39
外国債券	8.04	8.10	-0.06	4.76	4.23	0.53	0.04	-0.01	0.00	0.03
外国株式	8.42	8.10	0.32	8.87	8.47	0.40	0.03	0.00	0.00	0.03
合 計	100.00	100.00	0.00	4.83	4.20	0.63	0.55	0.06	0.02	0.63

(3)建退共事業(特別給付経理)【バランス型】

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	複合効果	合計
国内債券	74.83	73.60	1.23	1.28	0.90	0.37	0.28	0.01	0.00	0.29
国内株式	12.69	13.20	-0.51	27.00	15.87	11.13	1.30	0.04	0.02	1.36
外国債券	6.36	6.60	-0.24	4.04	4.23	-0.19	-0.01	0.00	0.00	-0.01
外国株式	6.12	6.60	-0.48	11.03	8.47	2.56	0.16	0.00	0.00	0.16
合 計	100.00	100.00	0.00	5.35	3.56	1.78	1.72	0.03	0.03	1.78

(4)清退共事業(給付経理)【バランス型】

	構成比			収益率			要因分析			
	ファンド	※1 中心値	差	ファンド	ベンチマーク収益率	差	個別資産効果	資産配分効果	※2 複合効果	合計
国内債券	59.23	60.10	-0.87	1.03	0.90	0.13	0.07	0.32	0.15	0.39
国内株式	40.77	39.90	0.87	20.16	15.87	4.30	1.67	0.44	0.00	2.11
合 計	100.00	100.00	0.00	9.36	6.75	2.61	1.74	0.72	0.15	2.61

※1 金銭信託の資産アロケーションの中心値である。

※2 国内債券の複合効果は、資産全体の複合効果から国内債券以外の複合効果を差し引いて算出。

(注) 単位未満は四捨五入しているため内訳と合計額が一致しないことがある。

●委託運用(金銭信託・新団体生存保険)の資産毎のベンチマークは、基本方針に定めている以下の指標による。

・国内債券 NOMURA-BPI総合

・国内株式 TOPIX(配当込み)

・外国債券 (中退共・林退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ヘッジ・円ベース)

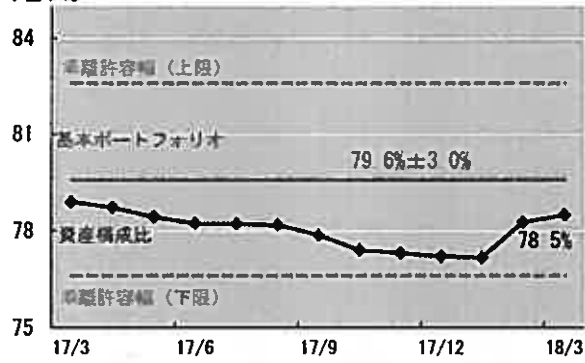
(建退共)FTSE世界国債インデックス(日本を除く、円ベース)

4.資産構成割合の推移

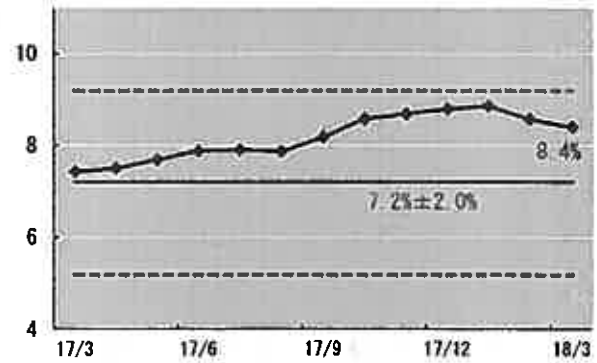
(1)中退共事業(給付経理)

単位：％

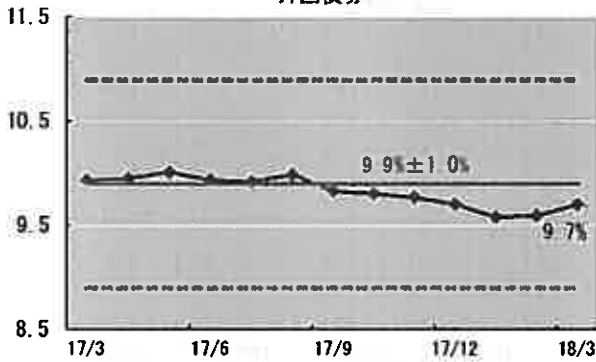
国内債券



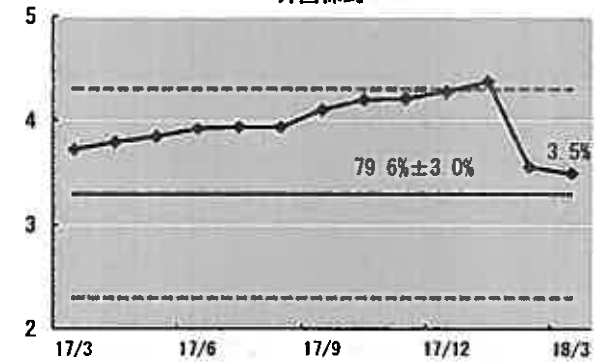
国内株式



外国債券

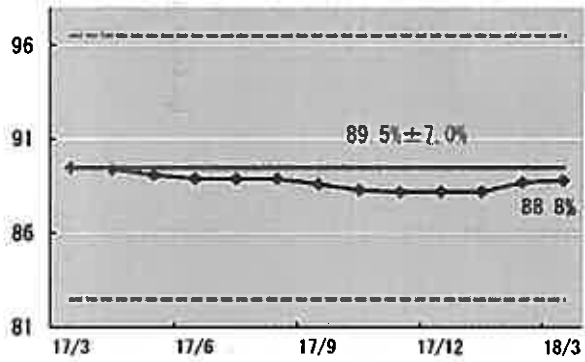


外国株式

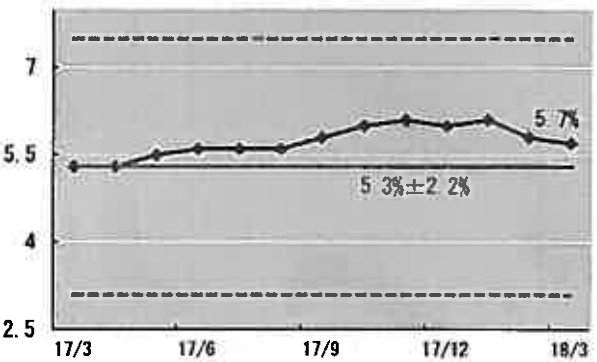


(2)建退共事業(給付経理)

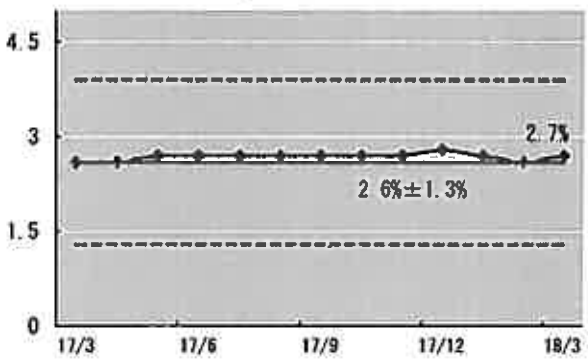
国内債券



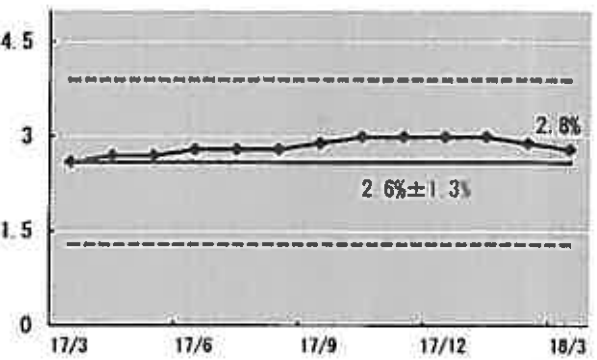
国内株式



外国債券



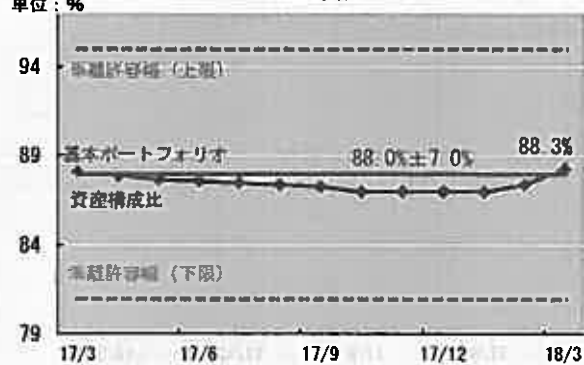
外国株式



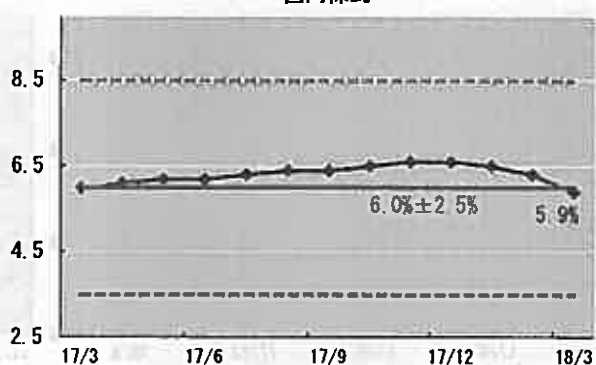
(3) 建退共事業(特別給付経理)

単位: %

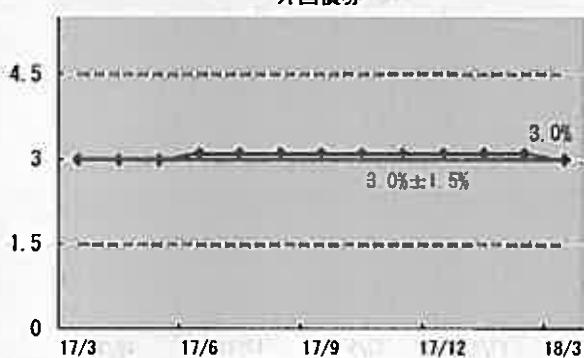
国内債券



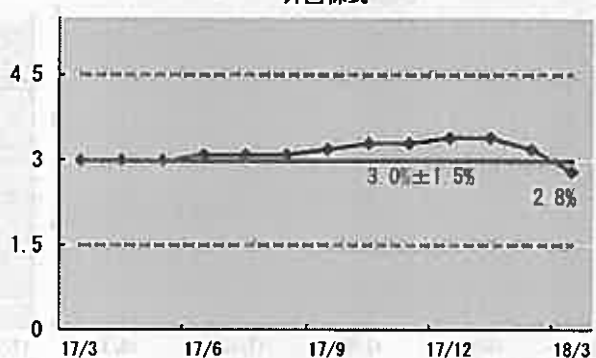
国内株式



外国債券

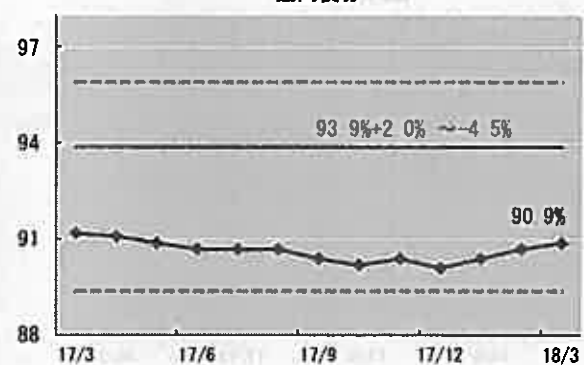


外国株式

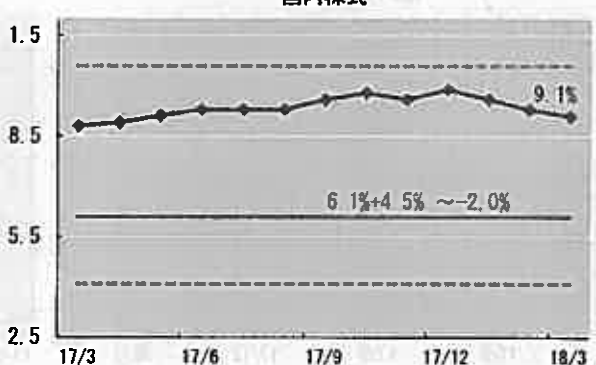


(4) 清退共事業(給付経理)

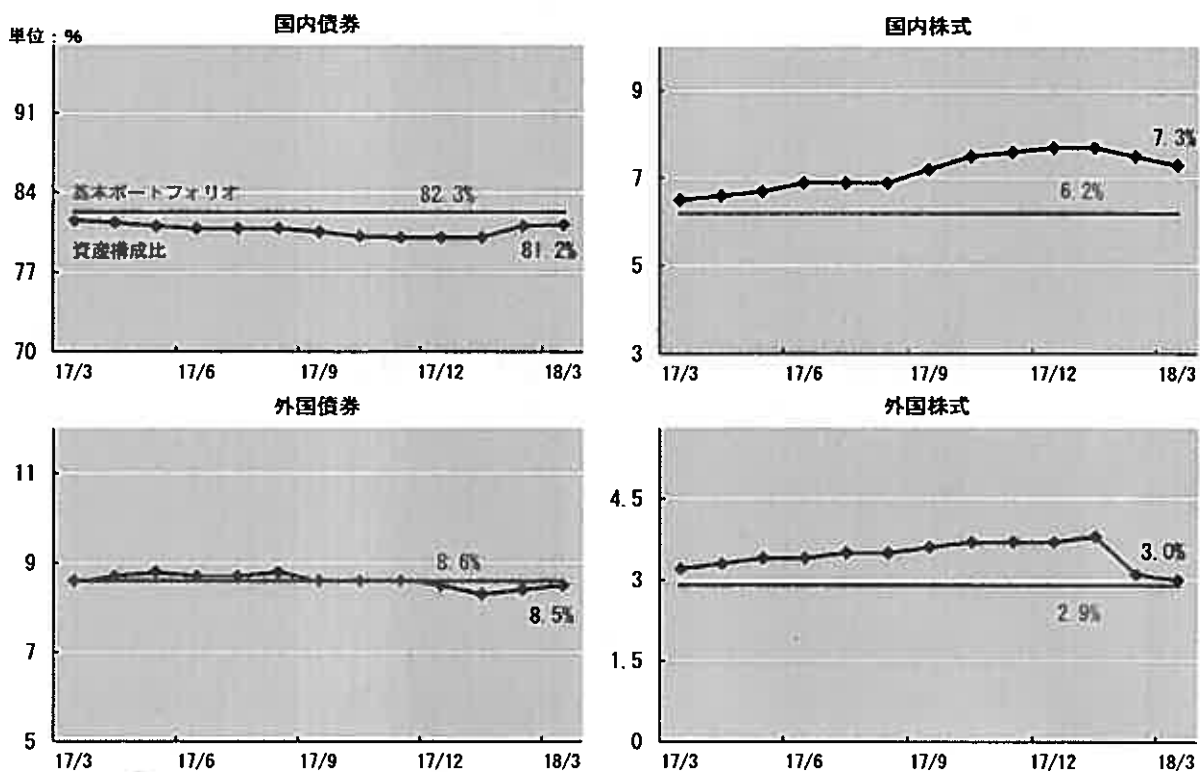
国内債券



国内株式



(5) 林退共事業(給付経理)



資産構成割合

(単位: 億円、%)

	中退共事業(給付経理)			建退共事業(給付経理)			建退共事業(特別給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	38,023	78.5	79.6±3.0	8,666	88.8	89.5±7.0	292	88.3	88.0±7.0
国内株式	4,061	8.4	7.2±2.0	559	5.7	5.3±2.2	20	5.9	6.0±2.5
外国債券	4,697	9.7	9.9±1.0	259	2.7	2.6±1.3	10	3.0	3.0±1.5
外国株式	1,683	3.5	3.3±1.0	271	2.8	2.6±1.3	9	2.8	3.0±1.5
合計	48,463	100	-	9,755	100	-	331	100	-

	清退共事業(給付経理)			林退共事業(給付経理)		
	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ	資産残高	構成比	基本ポートフォリオ
国内債券	38	90.9	93.9+2.0 ~ -4.5	121	81.2	82.3
国内株式	4	9.1	6.1+4.5 ~ -2.0	11	7.3	6.2
外国債券	-	-	-	13	8.5	8.6
外国株式	-	-	-	5	3.0	2.9
合計	42	100	-	150	100	-

平成29年度

資産運用結果に対する評価報告書

平成30年6月28日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
資産運用委員会

目次

はじめに	-----2
1. 概論	-----3
2. 運用実績	
(1) 運用利回り	-----4
(2) 委託運用のパフォーマンス管理	-----7
3. 資産運用の基本方針	-----8
4. 資産運用業務の執行	
(1) マネジャー・ストラクチャー見直し	-----10
(2) スチュワードシップ活動	-----11
5. 運用関連業務の実施状況	
(1) 対外公表	-----13
(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務 状況の把握と厚生労働省への情報提供	---13

はじめに

資産運用委員会（以下「委員会」という）は、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）に基づき（注）、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が行う退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用に関する業務の適正な運営を図るために設置された。

この目的を果たすため、委員会は、「資産運用の基本方針」の作成又は変更に関する審議や、業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視、その他重要事項に関する理事長への助言・提言等を行うこととされている。

平成 29 年度においては、7 回開催された委員会の場で、機構の資産運用業務について様々な側面・観点から審議し、意見を述べてきたところである。

本報告書は、厚生労働大臣の評価に資するために、平成 29 年度中の委員会活動を総括しつつ、平成 29 年度の資産運用実績も踏まえて、機構による資産運用業務に対する委員会の見解を取りまとめたものである。

なお、平成 29 年 9 月末に 1 期目の任期が到来し、委員 3 名が交替した（新委員名簿は[こちら](#)をご覧ください）。

（注）中退法第六章第四節第六十九条の二～第六十九条の四

※数値の端数処理については四捨五入としている。

1. 概論

- ・ 平成 29 年度の運用実績は、先進国の緩やかな景気拡大等を背景に、国内外の株価が大きく上昇したこと等から、委託運用を中心に所期の目標を上回る収益を計上した。運用委託先のパフォーマンスも、各経理において総じて良好であり、特段の問題は見受けられなかった。

もっとも、マイナス金利政策の下で、基本的には厳しい運用環境が続いている。

- ・ 各経理の基本ポートフォリオについては、金融経済状況等の運用環境の状況について定期的な点検が行われたほか、リスク耐性等に関する年度毎の定例検証が実施され、結果について委員会において報告が行われた（第 5 回資産運用委員会）。委員会において報告内容を審議した結果、何れの経理についても、早急な見直しが必要な状態ではない、との事務局判断を承認した。

基本ポートフォリオで設定された最適な資産配分の維持については、運用委託先からの適時適切なデータ徴求による最新動向の把握と、ルールに沿った適切な調整が遅滞なく実施されているほか、ルールの妥当性に関する検証にも継続的に取り組んでおり、適切に運営されているものと思料する。

- ・ 委託先管理については、平成 29 年度のパフォーマンスは総じて良好であり、特段の問題は見受けられない。

スチュワードシップ活動についても、平成 29 年 5 月の日本版スチュワードシップ・コード改訂に対し、適時適切な対応が取られている。

しかしながら、運用委託先の運用パフォーマンスの評価・管理方法については、新たな手法を取り入れることによる改善余地が認められる他、アセットオーナーによる積極的かつ実効的なスチュワードシップ活動が求められる中、運用委託

先の管理手法については、評価方法、エンゲージメントの内容とも、充実を図り進化させていくことが望まれる。

こうした問題意識は、事務局にも共有されており、平成30年度に実施されるマネジャー・ストラクチャー見直しの過程とも相俟って取り組んでいく予定である。

- ・ 対外公表については、透明性確保の観点から、委員会の設置を踏まえた新たな形式の報告書が工夫されたほか、引き続き委員会での指摘等を基に用語や表現の簡明化や注釈の記載等に努めており、改善しつつあると評価する。
- ・ 以上に鑑み、機構における平成29年度中の資産運用は、中退法その他の法令を遵守しつつ安全かつ効率を基本として実施するという基本原則に則り、長期的な運営の安定と中期的な健全性向上に必要な収益確保を目指すという基本方針に則して行われており、年度計画で掲げた目標を達成していると評価する。

以下に項目ごとに具体的に記す。

2. 運用実績

(1) 運用利回り

① 平成29年度の運用利回り

イ. 概観

- ・ 平成29年度の運用利回りは、平成28年度に引き続き、全経理でプラスとなった。
- ・ また、採算利回り（現状の累積剰余金・累積欠損金の変動しない運用利回り）との関係では（注）、清退共（特別給付経理）を除く全ての経理で、運用利回りが採算利回りを上回り、剰余金の増加に繋がっている。

（注）特退共（建退共、清退共、林退共）の予定運用利回りは、共済手帳1冊当りの積立額に対して適用さ

れる割増率であり、共済手帳が必ずしも1年毎に更新されるものではないことから、全被共済者に付与される平均的な利回りとは乖離が生じる。このため、比較可能な採算利回りとの対比で評価することとした。

— 清退共（特別給付経理）については、運用規模が約3億円と小さいうえ、責任準備金を大幅に上回る規模の資産を有しているため、国債を中心とした自家運用のみ行っている。累積剰余金の水準からしても、健全性には問題ない。

- ・ このように、平成29年度の実績利回りは良好な結果となったが、現時点（注）での期待収益率が、各経理とも1%前後であることを踏まえると、同年度の高利回りは例外的なものと認識すべきである。機構においては、こうした認識を関係者と共有し、事業計画等（累積解消計画を含む）に反映させることが必要と考える。

そのような観点から、機構が様々な形でフォワードルッキングな下方リスク推計を行い、厚生労働省に適切に報告を行った。

（注）平成29年度の基本ポートフォリオ検証時

- ・ 運用利回りが上昇した経理は、国内外の株価上昇による委託運用利回りの改善が主因である。
- ・ 運用利回りが低下した経理は、新規に購入する債券が低い利回りとなっていることによる自家運用利回りの低下が主因である。

ロ. 委託運用部分

- ・ 委託運用を行っている全経理において、委託運用部分の利回りは4%を超える水準となった。

高い利回りの主因は、国内外の株価上昇である（ベンチマーク騰落率はそれぞれ国内株式+15.87%、外国株式+8.47%）が、資産クラス別の超過収益率も、外国債券を除いてプラスであり、運用委託先の運用パフォーマンスの良さも寄与している。

なお、特に高い超過収益を上げた委託先については、委員会において、過剰なリスクを取っていないかを点検するよう助言したが、問題のないことが確認されている（第5回資産運用委員会）。

このように運用委託先のパフォーマンス管理について、特段の問題はみられないものの、今後の課題として、個々のファンドの超過収益率やリスク（トラッキングエラー）の水準のみをみるのではなく、機構全体としてのリスク分散の実効性や運用委託の採算性を確保するため、運用スタイルや運用方針の一貫性及びその実績との整合性等を含めて点検していくことが望ましい。

この点については、平成30年度に予定されているマネジャー・ストラクチャー見直しの過程においてマネジャーの数、スタイル構成、評価基準等を抜本的に見直し、実現していくこととなった。

ハ. 自家運用部分

この間、自家運用については、マイナス金利政策が続き、長期国債金利が引続き低位で推移したため、全経理で利回りは低下傾向を辿っている。

【自家運用利回り推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度
中退共（給付経理）	0.67%	0.57%
建退共（給付経理）	1.05%	0.92%
建退共（特別給付経理）	0.75%	0.58%
清退共（給付経理）	0.24%	0.23%
清退共（特別給付経理）	0.23%	0.15%
林退共（給付経理）	0.69%	0.57%

二. 剰余金等

- ・ 上述の通り、委託運用を行っている各経理において、運用利回りが採算利回りを上回ったため、累積剰余金が増加ないし累積欠損金が減少した。

【累積剰余金・累積欠損金推移】（単位、億円）

	平成 28 年度	平成 29 年度
中退共（給付経理）	3,813	4,335
建退共（給付経理）	918	937
建退共（特別給付経理）	143	146
清退共（給付経理）	25	25
清退共（特別給付経理）	2	2
林退共（給付経理）	-8	-6

（２） 委託運用のパフォーマンス管理

- ・ 委託先管理のうち、運用内容の「資産運用の基本方針」への適合性については、月次の計数報告と四半期毎の報告会により確認が行われており、平成 29 年度中に違反はみられなかった。
- ・ 運用成績がベンチマークを下回った運用委託先に加え、飛び抜けて良好な成績を上げた先についても、資産運用部が原因の説明を求め、運用体制や方針等に特段の問題がないことを確認している。
- ・ 運用成績については、定量・定性両面からパフォーマンスを点検、評価に応じた委託額の調整を通じ、パフォーマンス

向上努力のインセンティブを提供している。現状、パフォーマンスに特段の問題が見られる訳ではないが、①直近期間の運用成績を重視する評価方式については、運用成績向上には繋がらないとの認識が一般的となって来ていること、②運用哲学・方針の論理性や一貫性といった定性面の評価が重みを増していること、等が複数の委員から指摘された(第4回資産運用委員会)。これを受けて、平成30年度に実施されるマネジャー・ストラクチャー見直しにおいては、新たな評価方法の導入が検討されることとなった。

- ・ スチュワードシップ活動の観点からも、アセットオーナーによる運用委託先との対話の充実が求められている状況も踏まえると、委員会においても運用委託先管理に関する点検体制を拡充させる必要があると考えられるが、こうした問題意識は機構にも共有されており、適切な対応が取られつつあると認識している。
- ・ 委員会への運用実績の定例報告について、説明用資料の拡充を提案した(第5回資産運用委員会)。具体的には、全体としての委託運用実績全体の収益源泉別寄与度分解および個別委託先のパフォーマンスに関する情報であるが、いずれについても、実現に向けた検討が進められている。

また、マネジャー・ストラクチャー見直しにおける選定・評価プロセスにおいても、こうした問題意識を反映させるための取り組みが行われている。

- ・ 総じて見れば、機構では、運用委託先の管理について、適切に行われており、また更なる充実に向けて怠りなく取り組みがされているものと評価する。

3. 資産運用の基本方針

- ・ 基本ポートフォリオについては、各経理において定例検証

が実施され、その結果が報告された(第5回資産運用委員会)。

- ・ 検証の内容については、効率性のほか、様々な形で下方リスクが検証されており、適切なものと思料する。
- ・ 結論についても、何れの経理においても現時点で基本ポートフォリオを見直す必要はない、との結論は妥当なものとは判断する。
- ・ ただし、ポートフォリオの効率性の検証手法については、複数の委員から、精緻化ないし高度化の検討余地があるのではないかと指摘があり、平成30年度に向けての課題となっている。
- ・ また、中退共および建退共(給付経理)については、低いながらも数年内に剰余金が枯渇する可能性があることが示されており、市場動向・運用環境の継続的なモニタリングと定期的な検証が必要と思われる。もっとも、こうした問題意識についても事務局と共有されており、運用環境のモニタリングについては少なくとも四半期毎に実施されている他、建退共では、基本ポートフォリオ見直し準備を進めつつある(注)。

(注) 建退共では、平成30年度に基本ポートフォリオ見直しを検討するためのコンサルタントを公募し、既に業者も決定している。

- ・ この他、資産の構成が相場変動等により基本ポートフォリオから大きく外れることを回避するためのリスク管理手法であるリバランスルールについては、中退共の基本ポートフォリオ見直しの際に、その変更の要否が検討課題とされていた。本事案については、平成29年度中に検証が進められ、現状、現行ルールに大きな問題のないことが確認された(注)。

(注)具体的には、リバランスコスト削減を目的とした、リバランス幅を乖離許容幅の半分の水準までの調整に

留める「半戻しルール」や、乖離許容幅に達しない限りリバランスを行わない現行ルールの下で、基本ポートフォリオの中心値からの乖離が恒常化し、リスクを過小評価している可能性が指摘されたもの。本件については、第6回資産運用委員会において、過去の実績を検証した結果、現行ルール見直しが必要なほど大きなリスクが発生しているとは考えられない、との報告が行われ、委員会として了解した。

- ・ 平成29年度におけるリバランスは、平成30年2月、合同運用資産(中退共及び林退共)の外国株式が許容乖離幅を超えたために実施されたが、ルールに従って適切に処理されたことを確認した。

- ・ このように、基本ポートフォリオについては、基本ポートフォリオ自体の妥当性のほか、リスク管理手法についても適時適切に検証が実施されており、実務の執行も適切に実施されていることから、基本ポートフォリオに基づく資産配分が適切に維持されている、と評価する。

4. 資産運用業務の執行

(1) マネジャー・ストラクチャー見直し

- ・ 運用委託先の選定は、基本ポートフォリオの設定と同様、資産運用成績を左右する極めて重要な要素である。

- ・ 中退共においては、年度後半にマネジャー・ストラクチャー見直し作業が開始された。平成20年度以来の見直しであり、当初は平成28年度着手を予定していたが、基本ポートフォリオ見直しを優先し、1年遅れで着手したものである。

- ・ まず、基本ポートフォリオの見直しと同様、白紙の状態から、機構の特性も踏まえた最適なマネジャー・ストラクチャーを目指して議論を行うとの基本方針が共有された。

- ・ 実際の募集・選考作業は平成 30 年度に実施することとなり、平成 29 年度中は、適切なマネジャー・ストラクチャーを目指す上での論点整理を行った。
- ・ 具体的には、アクティブ運用の採算性、アクティブ・パッシブ比率の決定基準、スタイル分類の有効性、資産クラス毎の最適な委託先数の推計、選考プロセス、選考作業を支援するコンサルタントに求める役割・機能、選考に際してのチェックポイントと評価基準等が審議された。
- ・ 後述するように、スチュワードシップ活動などアセットオーナーに求められる行動が変わりつつある中、また、難しい運用環境が続く中、アセットマネジャーとの関係や運用手法も見直しが必要になっている。そうした状況を踏まえれば、マネジャー・ストラクチャーを白紙の状態から再構築することは、時宜に適うものであると評価できる。委員会としては、事務局による前向きな取組の継続を期待するものである。

(2) スチュワードシップ活動

① スチュワードシップ活動の実施・公表

- ・ スチュワードシップ活動は、運用委託先に対するエンゲージメント及び議決権行使の実施状況に関するヒアリングとアンケートを通じて実施されており、その概要は「スチュワードシップ活動状況の概要」(平成 30 年 2 月)として公表された。
- ・ 平成 29 年度については、平成 28 年度における委員会での指摘を踏まえ、下記の 2 点の改善が実行されている。
 - a. 海外での議決権行使に関する方針の統一化
 - ー 従来、経理間で異なっていた方針を統一化した。具体的には、北米に限定していた中退共の議決権行使対象国を、欧州等にも拡大した。

b. エンゲージメントに関する活動報告対象の拡大

- 従来、国内株式運用委託先に限定していたエンゲージメント活動の報告対象を、外国株式運用委託先にも拡大した。
- ・ これまでのところ、スチュワードシップ活動に関する機構の対応は、後述する日本版スチュワードシップ・コード改訂への対応も含め、世間一般の動向に遅れを取るものではない、と評価する。
- ・ ただし、今後の検討課題として、スチュワードシップ活動に要する追加的費用と受託者の利益との関係については、受託者責任の観点等を踏まえて行われる社会的な議論の帰趨を不断にモニタリングし、必要に応じて適時適切に対応を再検討すべきである旨助言を行った（第4回資産運用委員会）。
- ・ 平成29年5月に改訂された日本版スチュワードシップ・コードでは、アセットオーナーに、より積極的かつ実効的なスチュワードシップ活動が求められている。機構においても、スチュワードシップ活動を巡る社会的な動向を注視し、必要に応じて、対応方針、活動内容を見直すことが求められる。
- ・ こうした問題意識は、機構において理解、共有されている。

② 日本版スチュワードシップ・コード改訂への対応

- ・ 平成29年5月29日に改訂された日本版スチュワードシップ・コードへの対応について審議した。
- ・ 今回の改訂では、アセットオーナーに対し、スチュワードシップ活動へのより積極的かつ実効的な関与が求められていることが大きな特徴となっている。そうした状況を踏まえ、委員会としては、事務局に対し、議決権行使等に関する内部規程（「資産運用の基本方針」等）の記載内容を、今回の改訂の趣旨をより明確に反映させる形に修正することを提案し、事務局はこれを了解した（第5回資産運用委員会）。

- ・ 公表された機構の対応方針及び規程の改正内容は、適切なものと評価する。

5. 運用関連業務の実施状況

(1) 対外公表

- ・ 対外公表については、委員会の議事要旨のほか、年度及び四半期毎の運用実績と資産構成、「日本版スチュワードシップ・コード」改訂への対応（平成 29 年 11 月）、平成 28 年度運用結果報告（平成 30 年 2 月）、スチュワードシップ活動状況の概要（平成 30 年 2 月）等について、ホームページ上で公表した。
- ・ 平成 28 年度資産運用結果報告（平成 30 年 2 月）については、機構における資産運用業務の遂行状況について、「資産運用の基本方針」への適合状況という観点から、各経理横並びで概観できるように構成された新しい公表用資料である。
資産運用業務が適切に執行されているか否かについて、具体性のある説明を行っている他、経理毎の特性も明白になる資料である。また、記載内容に関する委員会での指摘を踏まえ、経理毎の特性等の背景や含意まで踏み込んだ説明が行われており、透明性の向上に資する資料として評価している。

(2) 最新の資産運用結果及びその他の財務状況の把握と厚生労働省への情報提供

- ・ 機構は、第 3 期中期計画において、最新の資産運用結果及びその他の財務状況を把握し、経済・金融情勢に対応して予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜厚生労働省に情報を提供することとしている。
- ・ 平成 29 年度は、当委員会において、最新の資産運用結果が毎四半期報告されたほか、国内外の経済・金融情勢につい

ても、各経済予測機関による予測の動向を含め、最新動向を点検し、結果が報告された。また、中退共の財政検証が実施される中、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」でも提言された、フォワードルッキングなリスク管理が必要との厚生労働省の問題意識を踏まえ、様々なシミュレーションを実施し、結果を報告すると共に、その解釈について、委員会の場も活用し、厚生労働省との間で密接な情報共有が行われた。

・ こうした過程を経て、厚生労働省が労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会へ提供した資料は、予定運用利回りの水準や付加退職金支給方法の検討に際して重要な役割を果たしたものと理解している。

・ 上記の状況に鑑みると、機構の平成 29 年度における厚生労働省に対する情報提供は、適時適切に実施されたものと評価する。

以 上